

外来種被害防止行動計画 第2版

～ネイチャーポジティブの実現に向けた外来種対策～

(素案)

令和7年3月●日

環境省

農林水産省

国土交通省

目次

前 文.....	1
第1章 我が国の外来種対策の課題及び目標.....	2
第1節 外来種対策をめぐる主な動向.....	2
第2節 我が国の外来種対策の現状及び課題.....	3
第3節 行動計画の目的、目標及び役割.....	10
第2章 外来種による被害を防止するための行動.....	15
第1節 実践すべき6つの行動.....	15
行動1：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）.....	16
行動2：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）.....	18
行動3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成・活用.....	22
行動4：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進.....	24
行動5：国際連携、国際貢献等.....	25
行動6：新たな課題に対する行動（寄生生物・感染症対策等）.....	26
第2節 各主体の役割と行動.....	27
1 国.....	28
2 地方公共団体（都道府県及び市町村）.....	32
3 国民.....	35
4 民間企業・団体.....	36
5 研究機関・団体.....	40
6 生物展示施設（動物園、水族館、植物園等）.....	41
7 教育機関.....	44
8 メディア等.....	46
第3章 実施状況の点検と見直し.....	48
Appendix 用語の定義.....	49

1 前 文

本計画は、外来種対策の基本的な考え方を整理し、各主体が取り組むための行動指針及び国の行動計画を示すことにより、我が国における外来種対策を効果的に推進し、豊かな生物多様性を保全し持続的に利用することを目指すため、我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として、2015 年 3 月に策定された「外来種被害防止行動計画」の第 2 版である。2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、愛知目標（2010 年）の後継目標として採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及び 2023 年 3 月に閣議決定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」等に基づき、当面、2030 年までに自然を回復軌道に乗せるための生物多様性の損失の防止への貢献を目指し、取り組むべき外来種対策を示したものである。

これまでも、全国各地域の関係者により外来種による生態系等への被害の防止に向けた取り組みがなされており、本計画に基づき、より多くの主体が一丸となって、対策の「実践」に全力で取り組んでいけるよう、我が国の外来種対策をさらに推進していく必要がある。

令和 7 年●月

環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室

農林水産省〇〇

国土交通省〇〇

第1章 我が国の外来種対策の課題及び目標

第1節 外来種対策をめぐる主な動向

生態系等への被害等、外来種が引き起こす問題については、1992年に生物多様性条約が採択され、国際的にも重要課題と認識されるようになり、こうした国際的な動向を踏まえ、日本では、2004年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（以下、「外来生物法」とする。）が成立、2005年6月に施行され、我が国においても本格的な対策が開始された。

2000年代に入り、外来種対策に関する国際的な議論が進展し、2010年10月に愛知県名古屋市の古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、生物多様性に関する新たな世界目標として採択された「愛知目標」において、「2020年までに侵略的外来種の定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる」との個別目標が設定された。COP10を受け策定された生物多様性国家戦略2012-2020（平成24年9月閣議決定）では、愛知目標の達成に向けた我が国の国別目標を設定しており、侵略的外来種についても、その影響が近年深刻化していることを踏まえて、対策の強化を進めることとされた。これらの動向を踏まえ、2015年3月に我が国の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略として「外来種被害防止行動計画」（環境省・農林水産省・国土交通省作成）（以下「現行行動計画」と言う。）と、特定外来生物に指定されていない外来生物や国内由来の外来種等も含めて、我が国の生態系、人の生命・身体若しくは農林水産業に被害を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、こうした情報を収集・整理し、法規制の有無に関わらず、地域の実情に応じて生態系等への影響の大小等により対策の優先度を整理した「生態系被害防止外来種リスト」（環境省・農林水産省作成）が公表された。

その後、2019年5月に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）が公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、侵略的外来種について、土地と海の利用の変化、生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）、気候変動、汚染と共に、生物多様性の損失を引き起こす5つの直接要因の一つであると評価されたことを機に、生物多様性保全の文脈での外来種対策の重要性が一層認識され、国際的な議論が一層加速した。2022年12月に、生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において採択された、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、「外来種の導入経路を特定及び管理し、対策優先度の高い侵略的外来種の導入及び定着を防止し、他の既知又は潜在的な侵略的外来種の導入率及び定着率を2030年までに50%以上削減するとともに、特に島嶼などの重要度の高い場所における侵略的外来種の根絶又は管理によって、侵略的外来種による生物多様性と生態系サービスへの影響を除去、最小化、低減及び、又は緩和する」との目標が掲げられ、これを受けて2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」においては、国土及び海域含めたネイチャーポジ

58 ティブの実現と生態系の健全性の回復に向け、侵略的外来種による負の影響の防止・削減
 59 に資する施策の実施、外来種対策の取組の充実及び管理体制の強化を図るとされている。
 60 加えて、2022年5月には外来生物法が改正され、要緊急対処特定外来生物等の新たな規
 61 制の枠組みや国、都道府県、市町村、事業者及び国民に係る責務規定が追加され、2023年
 62 4月に全面施行された。
 63 さらに、2023年9月には、IPBES 総会第10回会合において「侵略的外来種とその管理に
 64 関するテーマ別評価報告書」が受理され、政策決定者向け要約が承認・公表された。各国
 65 では、これを参考に、国際、地域間の協力の強化や国家的な戦略の策定、多様な関係主体
 66 やセクターの参画推進等による、外来種の侵入管理の強化等に向けて動き出している。

■ 新計画作成の経緯

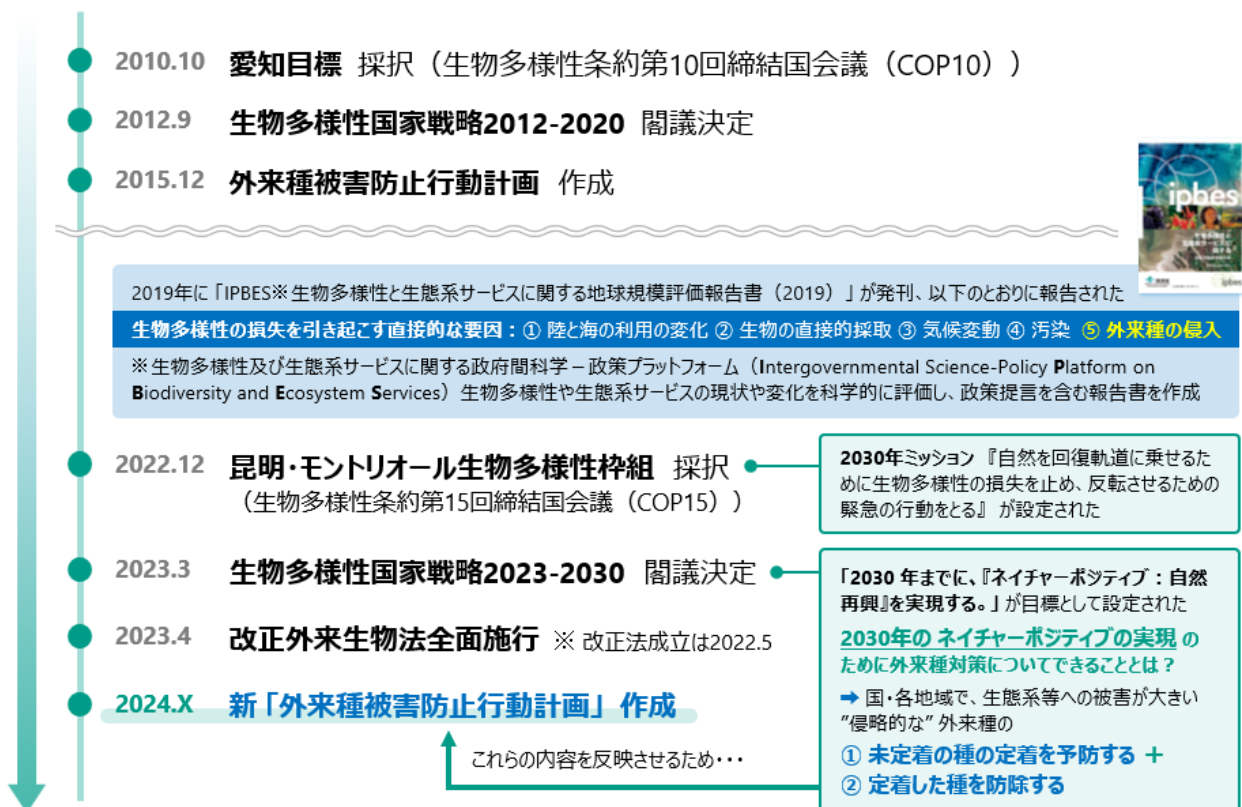


図 1 行動計画改定の経緯

第2節 我が国の外来種対策の現状及び課題

71 日本では、外来生物法において、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体
 72 又は農林水産業（以下、「生態系等」とする。）に係る被害の防止に向け、特定外来生物
 73 の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、その他の取扱いの規制、防除等の措置を講ずること
 74 が規定されている他、外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストにて
 75 外来生物対策の基本的な考え方や行動指針、優先度等が示されており、これらを基
 76 に、国、地方公共団体、国民、民間企業・団体等の様々な主体にて、外来種に関する認

77 識及び理解を深め、適切な取扱いをし、防除等の対策を実施してきた。

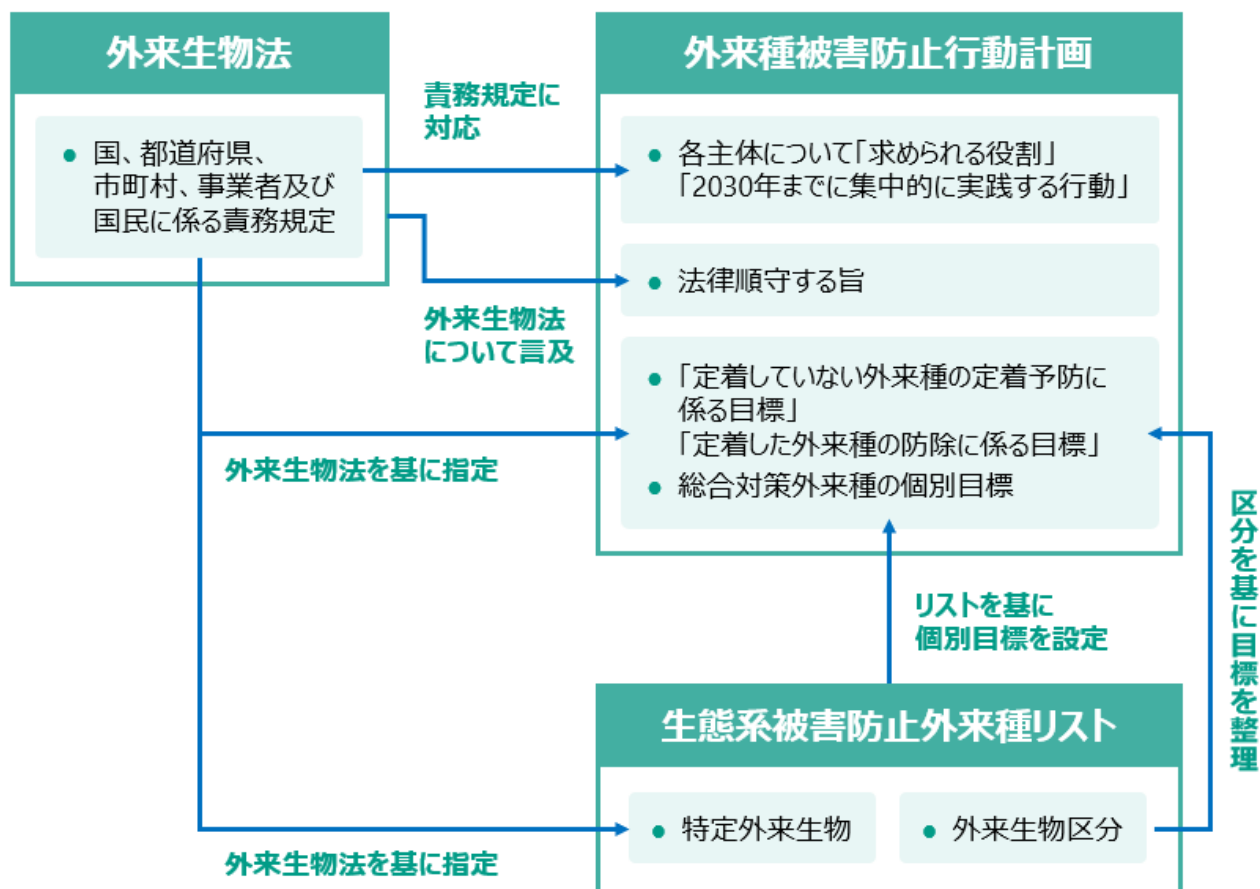


図 2 行動計画とリストの関係

78

79

80

81 現行行動計画（計画期間：2015～2020 年）の目標は、「2020 年までの愛知目標の達成」、すなわち「2020 年までに侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される」こととし、当該目標の達成及び目的の実現に向けた行動指針を 8 つの柱で整理している。今般の見直しに当たり、2023 年 3 月末時点（一部同年 9 月末時点含む）の行動指針毎の状況及び各省の取組の進捗概要を整理した。これを踏まえた、現行行動計画全体の目標の達成状況は、以下のとおりである。

- 88 ① 目標達成に向けての行動に概ね着手・進展が見られる。
- 89 ② 国レベルでは、侵略的外来種とその定着経路に関して概ね優先順位付けがなされている。また、優先度が非常に高い種については制御が図られている。
- 90 ③ 地域レベルでは、侵略的外来種とその定着経路に関する知見集積が途上である
- 91 も、国レベルでの優先度に応じて実施可能な対策に着手しており、一部の優先
- 92

93 度が非常に高い種については地域レベルでの制御が図られている。

- 柱1（外来種対策に関する普及啓発・教育の推進と人材の育成）
外来種対策に関する認識の広がりに関して一定程度の進展が認められるも、規制、防除等の詳細に関して十分に認識及び理解が得られている状況であるとまでは言えない。更に各団体及び個人により適切かつ十分な対策がなされているかは不明である。
- 柱2（我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推進）
- 柱3（侵略的外来種の導入の防止（予防））
- 柱4（効果的、効率的な防除の推進）
- 柱5（国内由来の外来種への対応）
多くの地方公共団体において外来種に関する条例及びリストが十分に作成されている状況ではない。このことは地方公共団体単位での外来種対策が十分に推進されていないことを意味するものではないが、戦略的に対策が取られている状況であるとは推測し難い。
- 柱7（情報基盤の構築及び調査研究の推進）
現行行動計画の期間を通じて進展が見られ、とりわけ優先度の高い侵略的外来種に関する分布情報及び防除手法等に関しては、有効な知見が一定程度集積されてきたと言える。

94
95 その一方で、既に国内に定着している外来種で生態系等に被害を及ぼしているもの
96 については、分布の拡大傾向が続いている種があるほか、国外から新たに侵入し、国内
97 で定着する外来種も少なからず見られ、外来種による生態系等への影響を十分に管理
98 できているとは必ずしも言えない状況を踏まえ、いくつかの行動指針の柱に関連づけ
99 た現状について、次のとおり評価された。

100

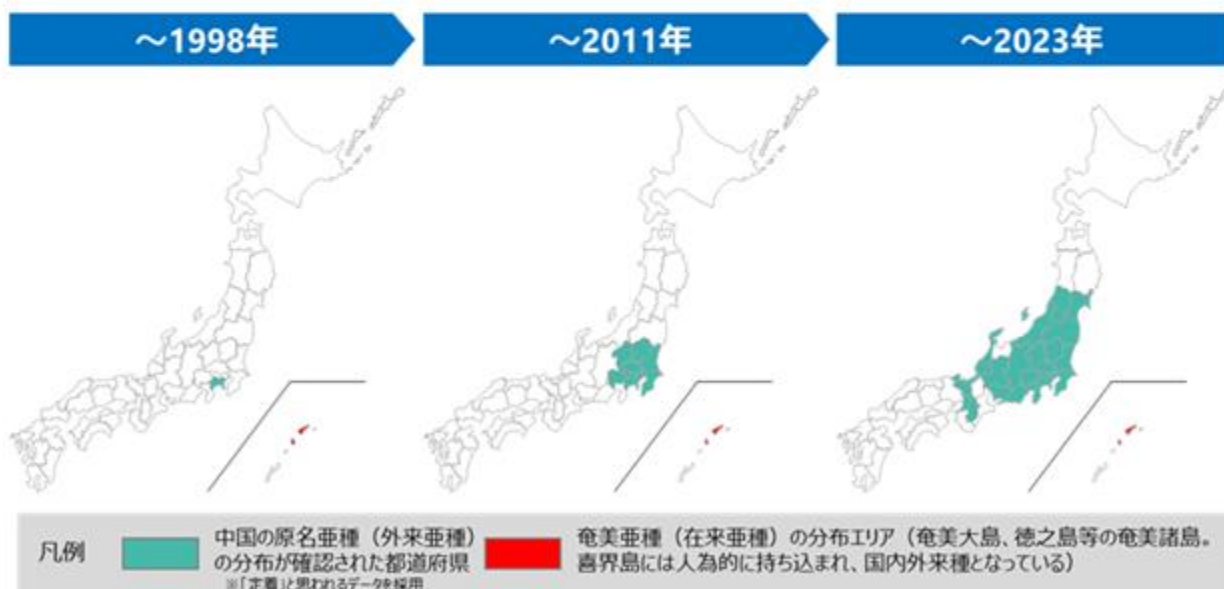
アカボシゴマダラ（外来亜種）の分布図

分布範囲が著しく拡大している

とくに関東地方・中部地方で分布が拡大した。

現在は関西地方でも分布の広がりが確認されており、今後も分布が拡大すると推測できる。

奄美諸島に侵入した場合には、交雑が懸念される。



* 公開データを基に環境省作成

図 3 アカボシゴマダラ（外来亜種）の分布図

人体被害

ヒアリ

アレルギー反応による死亡例有。米国定着地ではサンダルが履けない等、国民の生活に多大な影響を及ぼしている。海外でのヒアリ防除対策費と被害額は膨大である。



ヒアリが定着したアメリカでの現状



提供：ふじのくに地球環境史ミュージアム

生態系被害

アメリカザリガニ

シャープゲンゴロウモドキの生息していた池だが、アメリカザリガニ侵入後、植生は消失し、茶色く濁っている。シャープゲンゴロウモドキは絶滅し、他の水生生物もほとんど確認されなくなった。



提供：西原昇吾氏（中央大学）



提供：西原昇吾氏（中央大学）

農林水産被害

アライグマ

アライグマによる農林水産被害は、2012（平成 24）年度の近畿地方における約 1 億 6 千万円の被害を筆頭に、全国で約 3 億 4 千万円の被害が発生している。



提供：北海道大学文学研究地域科学研究室

図 4 侵略的外来種による被害例（※掲載写真は調整中）

特定外来生物【動物】

(注) 学名については、シノニム(同物異名)があることに注意

分類群	目	科	属	特定外来生物	分類群	目	科	属	特定外来生物	
鳥綱 Aves	スズメ目 Passeriformes	ヒヨドリ科 <u>Pyronotidae</u>	シロガシラ属 <u>Pyronotus</u>	シリアカヒヨドリ (<u>A. acbi</u>)	テコウ目 Lepidoptera	タテハテコウ目 <u>Nymphalidae</u>	ゴマダラテコウ目 <u>Hestina</u>	アカボシゴマダラ属 (<u>A. aculeata</u>)	アカボシゴマダラ属 (<u>A. aculeata</u>)	
		チメドリ科 <u>Timidae</u>	ガビテコウ属 <u>Gambusia</u>	ヒメガビテコウ (<u>G. gambusia</u>)				アカボシゴマダラ属 (<u>A. aculeata</u>)		
爬虫綱 Reptilia	カメ目 Testudinata	ヌマガメ科 Emydidae	アカミミガメ属 <u>Trachemys</u>	アカミミガメ (<u>T. scripta</u>)	コウチュウ目 Coleoptera	カミキリ目 Cerambycidae	ゴマダラカミキリ属 <u>Anaglyptus</u>	ゴマダラカミキリ (<u>A. glabripennis</u>)	ゴマダラカミキリ (<u>A. glabripennis</u>)	
		イシガメ科 <u>Geomydidae</u>	イシガメ属 <u>Mauremys</u>	ハナガメ(タイワンハナガメ) (<u>M. sinensis</u>)			クワカミキリ属 <u>Apriona</u>	クワカミキリ (<u>A. asiatica</u>)	クワカミキリ (<u>A. asiatica</u>)	
				ハナガメ × ニホンイシガメ (<u>M. sinensis</u> × <u>M. japonica</u>)			ジャコウカミキリ属 <u>Acanthopneuste</u>	ジャコウカミキリ (<u>A. japonica</u>)	ジャコウカミキリ (<u>A. japonica</u>)	
				ハナガメ × ミナミイシガメ (<u>M. sinensis</u> × <u>M. australis</u>)			タガタムシ科 <u>Lucanidae</u>	アンゴラタガタムシ(バネタガタムシ) (<u>N. angulatus</u>)	アンゴラタガタムシ(バネタガタムシ) (<u>N. angulatus</u>)	
トカゲ目 Squamata	アガミ科 <u>Agamidae</u>	キノボリトカゲ属 <u>Lacertidae</u>	スフィンク(キノボリトカゲ) (<u>L. sphenoceros</u>)	ゴマダラカミキリ属 <u>Anaglyptus</u>	ゴマダラカミキリ (<u>A. glabripennis</u>)	ゴマダラカミキリ (<u>A. glabripennis</u>)				
両生綱 Amphibia	無尾目 (カエル目) Anura	ヒキガエル科 Bufonidae	ヒキガエル属 <u>Bufo</u>	ヘリグロヒキガエル (<u>B. sierrae</u>)	クワガタ目 Lucanidae	マルバネタガタムシ属 <u>Nelusetta</u>	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)	
		コビナガエル科 <u>Leptodactylidae</u>	コヤスガエル属 <u>Eleutherodactylus</u>	オニツツガエル (<u>E. phyllanthus</u>)			マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)		
				オニツツガエル (<u>E. phyllanthus</u>)			マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)		
				オニツツガエル (<u>E. phyllanthus</u>)			マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)		
	ジムグリガエル科 <u>Microhylidae</u>	ジムグリガエル属 <u>Kaloula</u>	アフリカジムグリガエル (<u>K. pulchra</u>)	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)	マキシムマルバネタガタムシ (<u>N. makiishi</u>)				
	有尾目 Caudata	オオサンショウウオ科 Cryptobranchidae	オオサンショウウオ属 <u>Andrias</u>	オオサンショウウオ属の全種 ただし、次のものを除く。 オオサンショウウオ属 (<u>A. japonicus</u>)	タガタムシ科 <u>Lucanidae</u>	アンゴラタガタムシ(バネタガタムシ) (<u>N. angulatus</u>)	アンゴラタガタムシ(バネタガタムシ) (<u>N. angulatus</u>)			
		オオサンショウウオ科 Cryptobranchidae	オオサンショウウオ属 <u>Andrias</u>	オオサンショウウオ属に属する種間の交雑により生じた生物	タガタムシ科 <u>Lucanidae</u>	アンゴラタガタムシ(バネタガタムシ) (<u>N. angulatus</u>)	アンゴラタガタムシ(バネタガタムシ) (<u>N. angulatus</u>)			
	条鰭亜綱 (魚類) Osteichthyes	ガー目 Lepidosteiformes	ガー科 <u>Lepidosteidae</u>	ガー科の全属 <u>Lepidosteidae</u> spp.	ガー科の全属 <u>Lepidosteidae</u> spp.	ハチ目 Hymenoptera	アリ科 Formicidae	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>
		コイ目 Cypriniformes	コイ科 Cyprinidae	コイ科の全属 <u>Cyprinus</u> spp.	コイ科の全属 <u>Cyprinus</u> spp.			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>
		ギギ目 Bagridae	ギギ科 <u>Bagridae</u>	ギギ科の全属 <u>Bagrus</u> spp.	ギギ科の全属 <u>Bagrus</u> spp.			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>
ナマズ目 Siluriformes		ナマズ科 Siluridae	ナマズ科の全属 <u>Silurus</u> spp.	ナマズ科の全属 <u>Silurus</u> spp.	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	
カワカマス (バイカ)目 Eucypriniformes		カワカマス科 <u>Eucyprinidae</u>	カワカマス科の全属 <u>Eucyprinus</u> spp.	カワカマス科の全属 <u>Eucyprinus</u> spp.	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	
カダヤシ目 Cyprinodontiformes		カダヤシ科 <u>Poeciliidae</u>	カダヤシ属 <u>Gambusia</u>	カダヤシ属 <u>Gambusia</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	
スズメ目 Perciformes		スズメ科 <u>Percidae</u>	スズメ科の全属 <u>Percidae</u> spp.	スズメ科の全属 <u>Percidae</u> spp.	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	
スズメ目 Perciformes		スズメ科 <u>Percidae</u>	スズメ科の全属 <u>Percidae</u> spp.	スズメ科の全属 <u>Percidae</u> spp.	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	
スズメ目 Perciformes		スズメ科 <u>Percidae</u>	スズメ科の全属 <u>Percidae</u> spp.	スズメ科の全属 <u>Percidae</u> spp.	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	
スズメ目 Perciformes		スズメ科 <u>Percidae</u>	スズメ科の全属 <u>Percidae</u> spp.	スズメ科の全属 <u>Percidae</u> spp.	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>			トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	トフシアリ属 <u>Solenopsis</u>	

特定外来生物【植物】

(注) 学名については、シノニム(同物異名)があることに注意

分類群	科	属	特定外来生物
維管束植物 Tracheophyte	キク科 Compositae	ツルギク属 Mikania	ツルギク (<i>M. micrantha</i>) (根を含む)
	モウセンゴケ科 Droseraceae	モウセンゴケ属 Drosera	ナガモウセンゴケ (<i>D. intermedia</i>) (葉・根を含む)
	タヌキモ科 Lentibulariaceae	タヌキモ属 Utricularia	エフクレタヌキモ (<i>Utricularia cf. platensis</i>) ウツリクサリア・インフラタ (<i>Utricularia inflata</i>) ウツリクサリア・プラテンシス (<i>Utricularia platensis</i>)
	イネ科 Poaceae	オオハマギク属 Ammophila	オオハマギク (<i>A. arenaria</i>) (根を含む)

図 5 外来種被害防止計画策定後に特定外来生物に指定された種一覧

108
109
110

111 これらの現状を生じさせている要因として、各外来種の対策に係る人材、資金、技術
112 等が不足していることが考えられ、外来種による負の影響の防止・削減に向けては、こ
113 れらを充足させ、かつ、対策毎の人材や資金等の配分を戦略的に改善する必要がある。
114 このことを念頭に、今後の外来種対策の抜本的強化に向けた当面の取り組むべき課題
115 として「多くの主体の対策への参画」及び「地域単位での戦略的な防除の推進」を挙げ
116 ることとする。

117

118 ○多くの主体の対策への参画

119 現行行動計画では、外来種を取り巻く問題が国、地方公共団体、事業者、NGO・NPO 等
120 の民間団体、国民等の多様な主体に広く認識され、各主体がさまざまな社会活動（各種
121 政策や事業、行動等）に外来種対策の観点を盛り込み、計画的に実施するようにしてい
122 く（主流化する）ことを掲げ、普及啓発・教育の推進と人材の育成、我が国の生態系等
123 に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの作成と優先度を踏まえた外来種対策の推
124 進、情報基盤の構築及び調査研究の推進といった全体の基盤となる対策に基づき、侵略
125 的外来種の導入の防止（予防）及び効果的、効率的な防除の推進を図ってきた。また、
126 国内由来の外来種への対応、同種の生物の導入による遺伝的攪乱への対応等も推進し
127 てきている。

128 外来種対策の主流化を掲げた当該計画期間を通じて、広く国民において外来種問題
129 への関心が深まった。近年では、ニュース番組やバラエティ番組でも頻繁に、外来種問
130 題やその対策に関する話題が取り上げられ、生態系等への被害を及ぼす外来種や法に
131 よる規制の存在について少しずつ認識されてきている（グラフ）。

132 現行計画では、外来種の定着段階（未定着、定着初期、分布拡大期、まん延期）に応
133 じた防除（根絶）の困難度に関して、火災への対応を引き合いに、定着が進むにつれて
134 対策に係る費用や労力等のコストが大きくなり、対応が困難になる旨が強調されてい
135 るが、同様のことが IPBES の「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書」
136 においても、外来種の最も費用対効果の高い管理手法は侵入予防及び早期対応の体制
137 整備であるとして述べられている。外来種の定着段階毎の対策として最も注力すべき
138 侵入予防に関しては、全ての団体及び個人が、日常生活において、外来種を入れないこ
139 と、やむを得ず入れる場合でも被害を及ぼさない範囲内で適切に管理をすること、野外
140 の外来種を拡散させないことを徹底するほかない。また侵入直後を始めとした定着後
141 の各段階における防除に関しても、活動主体として積極的に参画すること、防除主体に
142 はならなくとも発見者や責任者として防除主体等に必要な情報を提供することや、所
143 有地又は管理地での防除の実施に協力することなど、防除への理解と協力を行動とし

て示していく必要がある。これまでよりも多くの主体が、外来種そのものと外来種対策への認識及び理解を深め、可能な限りの対策行動を開始することが求められる。

○地域単位での戦略的な防除の推進

外来種の防除は、生き物を相手にする以上、1匹、1本、1区画といった極めて小さな単位での実績を積み重ねていくことが求められる。外来種による生態系等への被害の程度が、その定着地域の気候や自然環境等により大きく左右されることも踏まえると、全国一律ではなく、地域単位で個々の外来種との向き合い方を整理し、それに基づき防除手法を選択していくことが重要となる。また、一度定着してしまった外来種の防除には相当量の労力が必要であり、対策に係る資源の有無も考慮して、持続可能な手法・体制を見据えて対策を開始することが望ましい。そのためには、地域における外来種の分布や被害の状況等を把握し、対策資金等の投資先と、対策の結果としてどの状態を目標として目指すべきなのかを検討する必要がある。

令和5年4月に全面施行された改正外来生物法では、地方公共団体に対して、地域の実情を踏まえて必要な措置を講じる責務規程が追加された。これを踏まえて、地方公共団体による円滑な対策実施に向けた環境整備として、地方公共団体に対する対策検討に係る情報知見等の集約、実際の対策実施段階における人材、資金等の提供等、地域単位での戦略的な防除の実施に向けた体制構築が急務であり、そのための支援が必要である。

地域単位での戦略的な防除の推進に向けては、地域内での主体間連携と同時に、地域間での連携も欠かせない。例えば、外来種の種毎の移動・拡散の経路によっては単一地域で対策を行うよりも地域間で連携して同時に防除等の対策を行う方が効率的である。外来種の非意図的な拡散の経路まで考慮すると、国内の隣接地域に留まらず、遠隔地域や、場合によっては海外の拠点にまで目を配る必要がある。また、外来種対策に必要な知見や実際の対策事例の共有に当たっては、地域を限定することなく広い範囲での協力が可能である。外来種対策に係る意識を統一した上で、個々の対策内容に応じた柔軟な地域間連携を進め、対策に係る人材や知見等に関して適切な配分を試みることで、外来種の管理に関してより大きな成果を生み出すことが可能となる。

第3節 行動計画の目的、目標及び役割

(1) 目的

本計画では、昆明・モントリオール生物多様性枠組の2030年グローバルターゲットのうちターゲット6の達成を見据えつつ、2030年までに、外来種対策を担う全ての主体による実践を通じて、国内の生態系等に負の影響をもたらす、又は、そのおそれのある外来種のうち国若しくは地域に未定着である種の定着予防と、定着した種の防除を進め、未だ発生していない負の影響を発生させず、現在発生している影響を軽減することで、総じて

180 外来種による負の影響を軽減し、ネイチャーポジティブの実現に資することを目的とす
181 る。

182

183 (2) 目標

184 国単位の目標について、外来生物法に基づく特定外来生物への指定状況又は生態系被害
185 防止外来種リストへの掲載状況を踏まえて、次のとおり具体の目標を設定する。

186

187 ① 定着していない外来種の定着予防に係る目標

188 2025 年度内に改定予定の生態系被害防止外来種リストにおいて「侵入・定着防止外来
189 種」（現行リストにおける「定着予防外来種」）とされた種のうち外来生物法に基づき特定
190 外来生物に指定されている種及びリスト未掲載かつ国内未定着の種で、計画期間中に国内
191 定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種について（以下、「特定外
192 来生物等」とする。）、国内に定着させない。

193 また、「侵入・定着防止外来種」のうち特定外来生物でない種は、本計画期間の定着数
194 を前計画期間の定着数に対して、50%以下とする。

195
$$\frac{[\text{新リスト『侵入・定着防止外来種』であり特定外来生物でない種}の\text{うち定着した数}(2025\text{年}3\text{月}\sim 2030\text{年末})]}{[\text{現行リスト『定着予防外来種』であり特定外来生物でない種}の\text{うち定着した数}(2015\text{年}3\text{月}\sim 2020\text{年末})]} \leq 1/2$$

196 ② 定着した外来種の防除に係る目標

197 国内に定着している特定外来生物について、分布拡大を防ぐ。

198 加えて、これらの種のうち、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大
199 きな種について、その影響軽減に向けた具体の管理目標を定め、それを達成する。

200 また、2025 年度内に改定予定の生態系被害防止外来種リストにおいて「総合対策外来種」
201 とされた種のうち、生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着している種に関して、
202 その管理に関する更に具体的な目標を定め、それを達成する。（ここでいう「定着」とは、
203 「生態系被害防止外来種リスト」に基づくものであり、「定着した外来種」には、「定着初
204 期／限定分布」から「分布拡大期／まん延期」までの幅があることを補足説明する）

205 上記に係る具体的な目標は次のとおり定める。

206 ※下表の記載内容は関係省庁及び環境省内で調整中

種（※調整中）	場所（※調整中）	目標（※暫定版）
アライグマ	国内で分布が確認されてい る地域（※全国対象）	・分布拡大の最前線の地方自治体のう ち〇割の自治体が、外来生物法に基 づく防除又は鳥獣保護管理法に基 づく捕獲を実施している。 （・分布拡大の最前線の地域のうち、 1以上の地区において、防除により

		超低密度状態（※２）となる。）
オオクチバス、コクチバス、ブルーギル	国内で分布が確認されている地域（※全国対象）	・５以上の都道府県において、防除により生息状況が全体的又は局所的に減少傾向にある。
ヌートリア	国内で分布が確認されている地域（※全国対象）	（アライグマと同様の目標を検討）
アルゼンチンアリ	国内で分布が確認されている地域（※全国対象）	・分布拡大の最前線の地方自治体のうち〇割の自治体が、防除を実施している。 ・防除を実施している１０以上の地区において、生息密度の低下がみられる ・防除を実施している複数の地区において、根絶状態となる。
クビアカツヤカミキリ等	国内で分布が確認されている地域（※全国対象）	・分布拡大の最前線の地方自治体のうち〇割の自治体が、防除を実施している。 ・〇以上の市区町村において、防除により被害が減少傾向にある
ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等	国内で分布が確認されている地域（※全国対象）	・効果的な防除手法の確立を目指す。 ・〇以上の市町村において、防除により生育面積が縮小し、その状態が維持されている地区が見られる。
フイリマングース	奄美大島及びやんばる地域	・奄美大島においては、２０２４年に根絶を宣言したフイリマングースの根絶状態を維持する。 ・やんばる地域においては、保全上特に重要な地域における残存個体を排除する。
オオクチバス等	伊豆沼・内沼、京都府のアユモドキ生息地等	・低密度化を達成し、低密度管理を維持するための地域の体制が構築される。
オオハンゴンソウ	釧路湿原、奥日光の湿原	・釧路湿原では、保全上重要な地域でオオハンゴンソウの新たな侵入（分布の拡大）が防止され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の重要地域

		にオオハンゴンソウが存在していない。
小笠原諸島の外来種（以下、特に対策が重要な種）	小笠原諸島	・対象種ごとの特性に応じて、効果的、効率的な防除手法を開発し、分布拡大の抑制や保全上重要な地域での根絶・低密度化を達成する。
ニューギニアヤリガタリ クウズムシ	小笠原諸島父島・母島	・効果的・効率的な防除手法を確立する ・未侵入島しょ地域への拡散を防止する
グリーンアノール	小笠原諸島父島列島、母島列島	・兄島島内での分布拡大を防止する ・固有昆虫の重要保全地域である兄島大丸山地域での低密度状態を維持する ・未侵入島しょ地域への拡散を防止する
ツルヒヨドリ	奄美大島、沖縄島、西表島	・現在の分布域からの拡散防止。 ・沖縄島では保全上重要な地域からの排除。 ・奄美大島・西表島では島内からの排除
シロアゴガエル	奄美・沖縄地域	・未侵入地域（島）への拡散防止。 ・2023 年春に発見された徳之島では防除を進め、個体数を減少傾向にする。

207

208 また、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、国内での根絶達成を
209 図る。

210

211 以上をまとめると、国単位での目標設定は次のとおり。

○未定着の種

☑特定外来生物等：国内定着を防止する。

☑その他の種：新規定着数を 50%以上削減する。

○定着した種

☑特定外来生物：分布拡大を防ぐ。

- | |
|---|
| <p>☑そのうち特定の種及び<u>生物多様性の保全上の重要度が高い地域に定着している種</u>：個別に設定した管理目標を達成する。</p> <p>☑その他の種を含めて、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、根絶達成事例を創出する。</p> |
|---|

212

213

214 地域単位では、都道府県、市区町村といった行政単位毎に、外来種の侵入・定着、被害
215 等の状況を把握し、域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種について域内
216 定着を防ぐとともに、域内に定着した種について、対策優先度を整理の上、具体的な目標
217 を設定し、その達成を図っていくよう努めることとする。また、とりわけ定着初期の種を
218 中心に、集中的な防除に取り組み、域内での根絶達成を図る。

219 2030年時点では、少なくとも全ての都道府県において、条例、リスト等により具体の対
220 策優先度が整理されている状態を目指す。

221

222

223 (3) 本計画の役割

224 (2)で整理した目標の達成に向けては、各主体が日頃から実施可能な範囲で最大限の
225 対策努力を積み重ねていくほかなく、第2節のとおり、社会全体で外来種対策に係る人材、
226 資金、技術等を充足させ、対策を抜本的に強化していく必要があり、この社会全体での対
227 策強化の結果として、当面2030年までに各主体が自主的・主体的に自分の行うべき対策を
228 把握し、計画的に実行している状態であることが望ましいと言える。

229 本計画が担う役割として「外来種対策を担う全ての主体による外来種対策の実践を引き
230 起こすこと」とし、「実践」すべき具体的な対策内容は、各主体の外来種との関与状況や責
231 務の範囲・程度により大きく異なることを踏まえ、第2章に定めることとする。

232

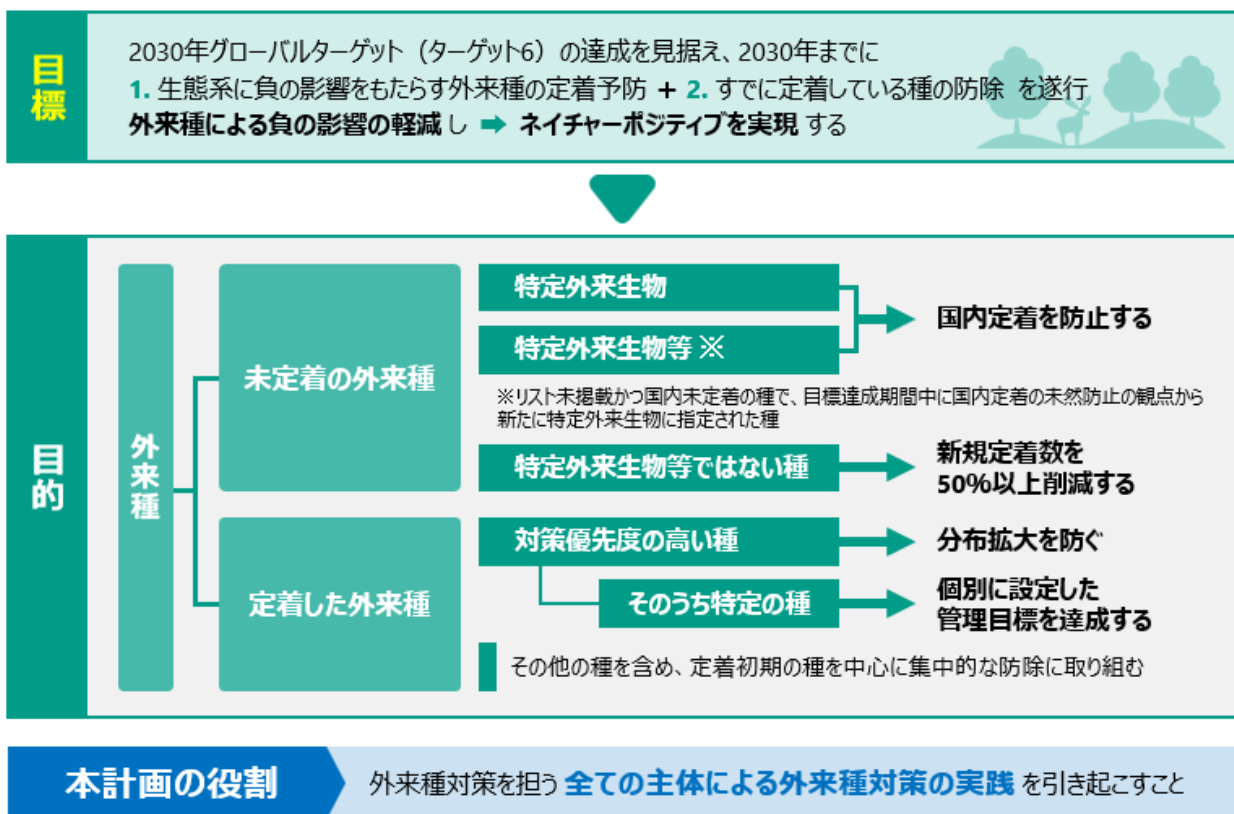


図 6 行動計画の目的・目標・役割関係図

第2章 外来種による被害を防止するための行動

第2章では、外来種による被害の防止に向けて、第1節において6つの行動種別毎に、第2節において8つの主体毎に、取るべき具体の行動を整理した。

第1節 実践すべき6つの行動

本計画期間において最も重視すべき行動は、定着していない外来種の定着を予防し、定着した外来種を防除するための行動である。各主体がこれらの外来種に向き合う実質的な行動を取ることが、外来種による被害を軽減させる。対策すべき外来種を適切に選定すること、さらに、対策に必要な知見、人材、技術を獲得したり、他者と連携したりすることにより対策をより効果的・効率的に推進することができる。

本節では外来種による被害の防止に向けて取るべき行動として6つの観点で整理した。各行動の関係性は、「図 7 各行動の構造」で示すとおりである。「行動1：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）」と「行動2：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）」は定着の予防及び防除に関わる重要な行動と位置付け、「行動3：

252 対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成・活用」、「行動4：情報基盤の構築及
 253 び調査研究・技術開発の推進」、「行動5：国際貢献、国際連携等」は、上記の行動1や行
 254 動2を実践するうえで基盤となる行動として位置付ける。
 255



256
 257 図 7 各行動の構造
 258

259 **行動1：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）**

260 日本の野外に生息する外国起源の生物は、一説には 2,000 種とされており、これらの中
 261 には、人の手により意図的に導入されたもの、生態系等に被害を及ぼすことなく産業等に
 262 活用されているものも多く含まれる。一概に外来種を悪として扱い外来種の侵入を許さな
 263 い、侵入した外来種を全て排除するのではなく生態系等に被害を及ぼしている、又はその
 264 可能性があるものから、優先度をつけて順に対応することをここでは戦略的な対策という
 265 ことにする。1 種の対策でさえ多大な資金、人材、時間等の資源が必要であることは、過
 266 去の対策の成功例から明らかである。本計画では、第1に取るべき行動として戦略的な外
 267 来種対策の計画の策定を位置付け、第2～6の行動についても種毎の対策優先度踏まえて
 268 実践していくことを強調する。

269 また、本計画においては、多様な主体による対策の実践を推進すると同時に、国内、地
 270 域内、事業内等の各単位で関係主体をまとめる、言わば旗振り役の存在を重視する。この
 271 旗振り役が中心となって計画を立て、関係主体で共通の目的・目標に向かって協働するこ
 272 とで、対策をより強力に進めていくことができる。

273 国は、国内の対策を総合的に推進する主体として、また、都道府県は、市町村と連携の
 274 上、当該都道府県の区域全体に係る対策を推進する主体として、国又は地域単位の対策優

275 先度を設定する。域内の外来種の分布及び被害等状況に係る情報や防除技術等に係る科学
276 的データを収集し、それらに基づき資金等の資源を投入すべき先を決定していく。国にお
277 いては本計画及び生態系被害防止外来種リストをもって、各種の対策の優先度を示すこと
278 とする。

279 個々の種の対策については、対策の主体が、国や都道府県による対策優先度等も参考に
280 しつつ、対象地域における定着段階（定着初期、分布拡大、まん延等）及び被害状況（深
281 刻度、規模等から評価）、対象種や地域の特性、実施手法及び体制等の整備が可能かを考
282 慮し、対策の内容・手法を実行可能性及び実効性の観点から事前に評価した上で、適切な
283 ものを選択し、対策の目的及び目標と併せて計画として整理する。ここで、対象種の数
284 減少させたり、対象種からの被害を軽減させたりすることそのものを対策の目的とするの
285 ではなく、対策の結果として守りたいもの及びその状態について目的を設定することで、
286 対策の目標を、対象地域に対する種の侵入・定着の状態（根絶、拡大防止、低密度化等）
287 や、保全・保護の対象に対する種の影響に関する状態（影響の軽減、適正管理等）によっ
288 て整理することができ、対策終了の状態をあらかじめ明確化することができるほか、対策
289 手法としても駆除以外の手法を選択することも可能となる。また、対策の主体は定期的に
290 具体の行動の実行状況や結果を評価し、計画の改善を図る。

291

292

行動２：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）

外来種による被害の軽減及び防止に向けては、外来種に対して適切な対策をする他ない。ただ、全ての外来種に対して同一の対策を行うわけではなく、種毎の定着段階や特徴、防除手法の有無等により、具体の対策内容や確実性を導く必要がある。また、種毎の生態系等への被害の大小により対策の必要性を判断する。その意味では、【行動１】による対策すべき種の選定や、【行動３】による理解の深化、【行動４】による科学的知見の集積等が効果的な対策を行う上で重要となる。

ここでは、外来種の定着段階等に応じて取るべき行動を整理する。

① 域内に侵入していない／野外定着していない外来種への対応

域内に未侵入若しくは未定着の種は、侵入をさせない、又は仮に侵入してしまったとしてもその後野外にて定着をさせないことで、発生し得る被害を未然に防止することができる。国内に未定着の種のうち生態系等への被害を及ぼすおそれがある種は、「生態系被害防止外来種リスト」において「侵入・定着防止外来種」として整理されており、このうち、まだ侵入していない種は「侵入予防外来種」、侵入はしているが定着していない種は「定着防止外来種」と整理されている。

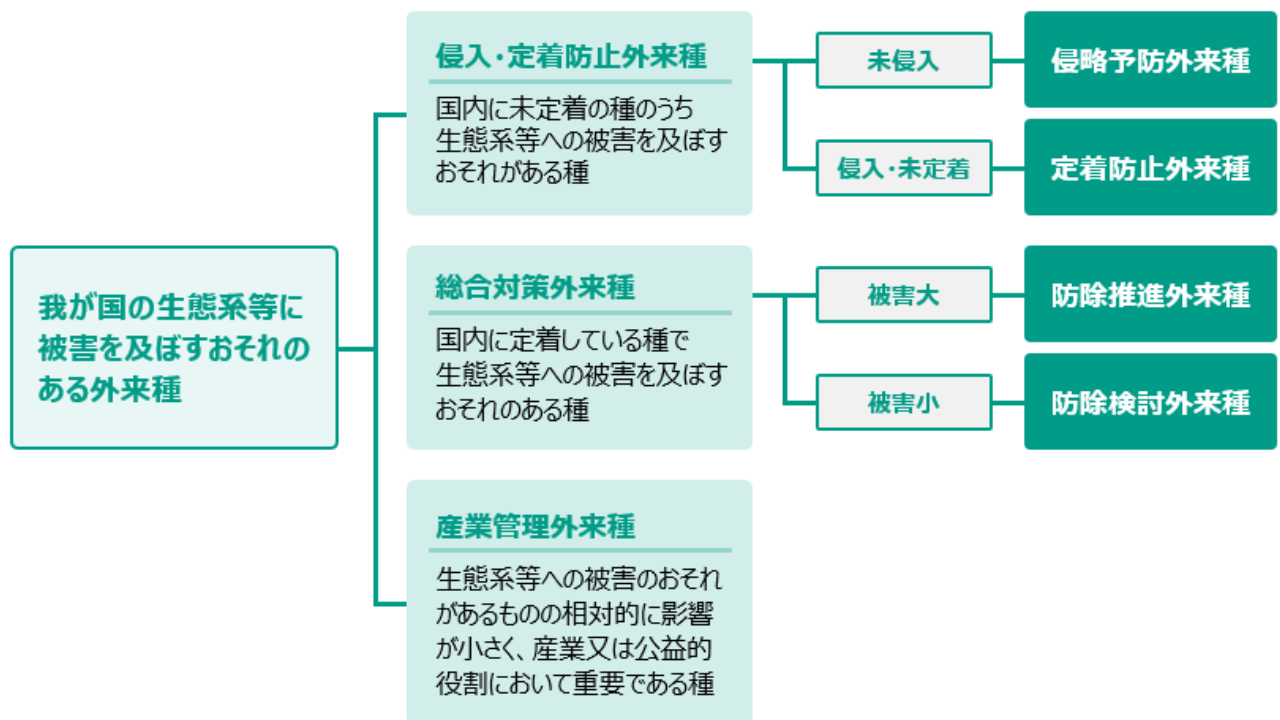


図 8 リストカテゴリーの説明図

これらの種に対しては、何よりも個々の努力により、意図的な導入を控えること、加えて、導入後の野外への放出や他地域への拡散を抑えることが肝要である。

入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。

捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」（逃がさない・放さない・逸出させない）。

拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」（増やさない）。

図 9 外来種被害防止の三原則

また、在来種であっても、他地域の生態系等に影響を及ぼし得る国内由来の外来種となり得るため、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱を防ぐために同様の対応が必要である。リストにおいては種を最小単位として情報を整理しているが、種より下位の分類群（亜種や品種等）の違いについても意識をし、種としては同一であっても遺伝子レベルで異なるものについては、意図的な導入及び野外、他地域への拡散に関して注意を払う。

「侵入予防外来種」については、国土への意図的な導入をしないことを徹底する。このうち、外来生物法に基づく特定外来生物に指定されているものについては原則輸入が禁止されており、やむを得ず導入をせざるを得ない状況になった場合には、逸出防止等の対策を施した施設等を用意した上で、法に基づく手続きを行う必要がある。法による規制がない種についても、可能な限り導入をせず、仮に導入をする場合でも適正な管理を行うことが望ましい。いずれも導入する場合には、その量を抑制すること（地域の生態系等に影響を与えない在来種での代替を検討しても良い）、適切な環境で管理することを徹底する。

導入をした後は、野外に出さないことを徹底し、やむを得ず野外に出す場合にも、あらかじめ定めた利用範囲以外への拡散防止を徹底する。野外で大量に利用する種については特に、利用前に種の特性並びに利用予定箇所及びその周辺の生態系等の状況等を正確に把握の上、適切な利用量、利用範囲を定め、利用中や利用終了後も周辺環境への影響発生の有無等について定期的なモニタリングを行い、仮に影響が発生した場合には、直ちに対処する。生態系の保全上特に重要な地域においては、特定外来生物はもちろん、リスト掲載種の利用についても慎重な判断を要する。

国のリストでは、生態系等への被害のおそれがあるものの相対的に影響が小さく、産業又は公益的役割において重要である種に関して「産業管理外来種」と位置付けている。これらの種に関しては種の特性や被害発生の機序、対策等に関して一定程度の知見があることから、それを生かして、屋内管理時の逸出等防止策、野外利用による影響評価の方針等含む利用計画のもと、それに準じた利用を徹底するとともに、結果的に野外での被害発生がなかった場合でも、利用手段を改善する。新たな産業管理外来種を導入する場合には、国内由来の外来種による生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱にも配慮する。

外来種の管理を止め、放棄する必要がある場合には、適切に管理を継続できる他者への譲渡や、処分を行うことを徹底し、野外への放出は行わない。

346 非意図的に侵入する可能性がある種については、それに該当する種をあらかじめ把握し、
347 侵入経路を特定の上、侵入可能性がある拠点を中心に関係者による日常的な侵入予防を行
348 う。

349 非意図的な侵入経路の代表格として航路が挙げられるが、紫外線等のバラスト水処理設
350 備を搭載した船舶を使用すること、船舶に積載されたコンテナに外来種の忌避剤を入れる
351 こと、設備の定期的な検査を実施すること等ハード面の対策により、侵入予防のための水
352 準を向上させることができる。また、運輸・物流に伴う外来種の非意図的導入に関して
353 は、人や物資の一連の移動ルートを検討し、移動先のみならず、移動元やその中間地点で
354 の対策も必要となる。例えば生態系の保全上重要な地域への立入りの前に靴裏を念入りに
355 洗っておくことや、輸入国での物資の積み出しの際に、物資そのものやコンテナの消毒を
356 しておくことがそれに該当するが、これら行動の実施に向けては地域間の外来植物の種子
357 や昆虫類等の微小な生物への対策含めた意識の共有と連携が肝心となる。

358 自らが外来種の導入及び野外定着に関与しないことのみならず、新たな侵入・定着の有
359 無を確認する作業への参画も重要である。前述の外来種を意図的に導入させ、管理する者
360 や、外来種の侵入可能性のある拠点の関係者による日常的なモニタリング活動が重要であ
361 る。さらに、日常生活において見かけた外来種に関して、地域の分布状況等に応じて適切
362 な主体に情報提供することは全社会的に強化すべき行動である。

363 野外での侵入が確認された種については、その侵入情報をきっかけに初期防除を開始し
364 定着前の排除を行う。排除に成功した後も関係者間で再侵入の有無に関して一定期間集中
365 的なモニタリングを行う、隣接地域始め未侵入地域にも経緯等の情報を共有し、再度の侵
366 入及び定着の防止に努める。

367

368 ② 国内に定着した外来種

369 域内に定着をした外来種については、その影響等を管理するまでは一定期間集中的な対
370 策が必要なことを念頭に、種毎の拡散速度や生態系等への影響の大小も考慮し、対策の優
371 先度に基づく組織的で戦略的な防除を展開し、被害を軽減させる。ここでの防除とは、被
372 害を及ぼす個体を地域から取り除くことのみならず、被害未発生地域への侵入を防止する
373 ことも含むことから、種そのものに対する対処から環境への対処まで、様々な手段を検討
374 する。

375 個々の種の防除の実施には、第一に相当量のマンパワーが必要であるが、他にも効果
376 的・効率的に進めるための機材・備品等、種の特長や防除手法等に係る知見、さらには、
377 それらを入手するための資金が必要である。これに関しては一の主体のみが担うのではな
378 く、他の主体の役割に目を向け、防除活動への理解を得、協力を仰ぎ補完してもらう。ま
379 た防除を通じて新たに得られた知見や技術は、積極的に蓄積し、他の主体にも共有してい
380 くことが重要である。

381 国内に定着している種で生態系等への被害を及ぼすおそれのある種については、リスト

382 において、「**総合対策外来種**」と整理されている。このうち生態系等へ及ぼす被害が大き
383 な種は「**防除推進外来種**」、被害の大きさが当該種には及ばない種は「**防除検討外来種**」
384 と整理されている。定着地域の生物多様性保全上の重要度や、地域住民や産業等への実害
385 発生状況にもよるが、総じて「防除推進外来種」から優先して防除に取り組むこととす
386 る。このうち特定外来生物については外来生物法においても防除の実施が位置付けられ、
387 国により防除実施主体に対する資金、人材、情報面の支援が図られていることから、比較
388 的防除に着手しやすいと考えられる。いずれにしても、防除が必要な種に関しては、防除
389 の実施主体により種の特性、分布、定着段階及び被害等の状況を適切に把握・分析の上、
390 防除目標を設定の上、他の防除実施事例等も参考に、積極的な防除を実行する。

391 防除の目標は、その分布状況等に応じて、影響管理、低密度管理、根絶等を設定し、一
392 度設定した後も、被害発生減少進捗等防除の成績把握により、随時目標を見直すことで
393 段階的な被害の抑制を図る。定着直後で分布が極めて局所的である場合には根絶を、分布
394 の最前線にある場合には、隣接地域の未侵入・未定着地域への分布拡大を防ぐこと等を目
395 標とし、短期的に集中して総力を挙げた防除に取り組む。

396 外来種による被害の軽減に向けては、組織的、戦略的に行う防除が必要であるが、一方
397 で、更なる分布拡大及び被害増大の防止に向けては、未侵入・未定着の種と同様に、管理
398 下にある個体を適切に扱い、野外への放出をさせないといったことが基本的な行動とな
399 る。これらは、国内由来の外来種に関しても同様に取り組むべき行動である。

400

401 **行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成・活用**

402 行動 1 においては戦略的な対策の計画を、行動 2 においては、全主体による対策の実行
403 に関して述べてきた。いずれにしても、外来種問題そのもの、種毎の特性、対策手法等に
404 関する知識を持たなければ対応できないことであり、全主体における外来種対策に関する
405 理解の深化と、対策主体としての行動の発起は行動 1 及び 2 の実行の前段階にある行動と
406 して欠かせないことである。普及啓発と人材育成に関して、前計画では、第一に重要な行
407 動として整理されていたが、本計画においても引き続き重視する。

408 第 1 章でも整理したとおり、国内の各主体における外来種そのものに関する理解は前計
409 画期間を通じて大きく深化した。今や、ニュース番組でも個々の外来種被害や対策の実情
410 について度々取り上げられ、バラエティ番組や SNS 等でも外来種問題を専門的に扱うもの
411 も登場しており、外来種問題に関して受動的にも能動的にも触れる機会が増えた。本計画
412 では、外来種問題の顕在化、世間の外来種問題への関心の高まりを追い風に、国内全ての
413 者が対策の主体であるという認識のもと、外来種そのもの及び対策に関して体系的な知識
414 を身に付け、理解を深め、得られた知識に基づき、必要に応じて周囲も巻き込みつつ、適
415 切な行動を開始していくことを重要課題としたい。外来種対策に係る行動として行動 2 に
416 整理したとおり、まずは個々の主体が外来種をむやみに導入しない、野外に放棄しない、
417 拡散しないといった外来種被害予防三原則を遵守することが基本であり、その先に組織的
418 な予防や防除活動への参画がある。各主体が、生物多様性の保全、農林水産業の健全な発
419 展、生活安全性の向上のための一手段として外来種対策があることを理解の上、個人及び
420 組織レベルで実行可能な外来種対策を整理しておくことが肝要である。各主体へ対策を呼
421 びかける者としては、各主体による認識、理解、行動の長期的な繰り返しと深化の結果と
422 して専門人材の育成が叶うことも念頭に、それぞれ喚起したい行動段階に応じて、普及啓
423 発の対象、手段、内容等を適切に設定する。

喚起したい行動レベル	手段の例	内容
認識段階	パンフレット・ポスター	外来種問題や行動計画の存在、考え方や必要性を知る
	HP・SNS	HP・SNSでわかりやすく外来種問題についての情報発信を行う。
理解段階	講演会やワークショップの参加	社会全体で外来種対策に取り組む必要があることを理解し、他事例等を通じて行動内容を知る。
	授業での取り扱い	学校の授業を通じて、外来種問題について深く考え、対策の必要性を理解してもらう。
行動段階	防除への参加	他主体の防除に参画する。
	技術的指針の作成	技術的指針を作成し、民間企業・団体を中心に組織的な外来種対策への関与を促す。

図 10 喚起したい行動レベルとその手段

また、既に存在する専門人材や情報等を行動 1、2 及び 3 等の計画及び実行において、積極的に活用する。とりわけ行動 1 及び 2 に関しては、科学的知見や既存の行動事例の活用が望ましく、地域を限定せずに専門人材や知見を共有していくこととし、知見データの所有者は、それらの適時更新及びアクセスの簡易化等を図る。

対策に係る普及啓発や人材育成・活用を通して、外来種対策に係る全社会的なコミュニケーションの活性化を目指す。

434 **行動４：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進**

435 有効で効率的な外来種対策の実施に向けては、個々の外来種に係る分布及び被害等状況
436 に関する情報や対策に係る最新の科学的知見等が必要であり、これらに関して引き続き収
437 集及び発信を強化する。

438 国のリストの掲載種の確認状況に関しては、まだ実行していない対策への着手や、実行
439 中の対策の評価及び改善に繋げるため、対策主体間の連携による本計画の目標達成状況の
440 確認作業を通じて、収集及び発信体制の強化を図る。

441 とりわけ行動２において、短期的に集中して総力を挙げた防除が必要であることを強調
442 した侵入直後又は定着直後の外来種については、その対策の着手には分布及び被害等を早
443 期に認識することが肝要であることから、それら情報の多様な主体による収集と統一的で
444 早急な発信が必要であり、そのための体制構築を強化する。また、多様な主体による情報
445 収集の機会構築に向けて対策優先度の高い種を中心に分類や種の特性等の生物学的な情報
446 の共有も強化する。

447 外来種対策に係る技術の向上に向けては、研究開発を担う主体による調査研究及び技術
448 開発とともに、研究開発された技術に関して多様な主体による実証等を推進する。とりわ
449 け侵入直後又は定着直後の外来種については対策に係る知見及び技術が乏しいことから、
450 主体間の連携により研究開発と実証に計画的に取り組み、新技術の実証結果が次なる研究
451 開発や他地域への横展開に繋げることが望ましい。国のリストのうち防除推進外来種につ
452 いては既存技術の共有、改良、及び新規の技術開発を、防除検討外来種については防除の
453 実施の検討に必要な基礎的な情報の収集を試みる。

454 域内に未侵入、未定着の外来種については国内、国外問わず侵入・定着している地域か
455 ら広く知見収集及び技術導入に努める。

456 多様な主体による外来種対策への着手や強化に向け、国内の外来種の定着・被害状況に
457 係る将来予測や、外来種による経済的損失の推計、各種対策の有効性評価といったテーマ
458 に関してもそれらの手法等を模索し、知見の収集を試みる。

459

460

461

462

463 **行動５：国際連携、国際貢献等**

464 外来種対策に関して最新の国際的な議論をもとに国内における対策を強化する。

465 侵入・定着防止外来種の国内侵入・定着予防に向けては、海外における分布及び被害状
466 況等情報を適切に把握し、海外からの導入を防ぐことが肝要であり、様々な主体における
467 国境を越えた連携の強化により、国内外での情報収集及び対策実行を試みる。

468 また、定着防止外来種及び防除推進外来種を中心に国内での防除の経験等を海外に共有
469 するとともに、在来種及び国内に侵入・定着している外来種で、国際的に注意喚起されて
470 いる種に関して海外における被害発生を防ぐために海外に持ち出さない意識を強化する。

471 これらの行動を通じて、本計画の目標・目的の達成とともに昆明・モントリオール生物
472 多様性枠組の目標達成に大きく貢献する。

473

474 **行動6：新たな課題に対する行動（寄生生物・感染症対策等）**

475 IPBES 報告書においては、外来種により感染症の媒介、伝統的な生業や知識の喪失、移
476 動や土地へのアクセス悪化といった二次的な影響が及ぶ可能性があるとされており、この
477 うち、感染症については既に、国内に定着済みの外来種を宿主とするいくつかの病原体に
478 ついても警鐘が鳴らされてきた。また、外来種の侵入が国内にもともとある感染症を増や
479 す要因になることもある。これらを踏まえ、今後は、ワンヘルス（医学・獣医学・環境学
480 の横断的連携）の考え方をもとにし、これに関係する国際的議論や科学的知見も踏まえつ
481 つ、感染症法等の関係法令で担保されていない国外由来の寄生生物や病原体も含めて中心
482 に侵入・拡散及び被害の未然防止を図る。そうした取組の結果として、農作物被害、生態
483 系被害を避けることに加え、感染症リスクを下げることにつながる。

484

485

第2節 各主体の役割と行動

本節では外来種対策の抜本的な強化に向け、主体毎に取るべき行動を整理する。各主体の役割及び行動を把握し、立場や外来種との関与状況に応じた対策の実行や他の主体との協働した対策の強化に向けて参考にしてほしい。

第1章第2節でも整理したとおり、外来種対策の抜本的強化に向けては、これまでよりも多くの主体が実行可能な対策行動から開始する必要がある。特に行動2（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）に関しては、特定の主体のみが対策を行っている状態ではなく、あらゆる主体が、自らが外来種の分布の拡大及びそれに伴う被害の発生に、意図的にも、非意図的にも関与する可能性があり、導入及び分布拡大させないという社会的な責任を強く持ち、自主的に、対策に尽力する必要がある。

全主体が共通して取るべき基本的な行動としては、以下2つの対策を取ることである。

①特定外来生物、その他生態系等への被害をもたらす外来種を意図的に取り扱う場合には、特定外来生物については外来生物法に基づく規制を遵守し、その国のリストの掲載種、地域毎のリスト等の掲載種含めて、外来種被害予防三原則に基づく行動を取る。

②これら外来種を意図的に取り扱うことがない場合にも、活動地域や関与する可能性のある外来種からの被害の大小に応じて、外来種の導入を未然に防ぐための行動を積極的に取る（例えば、生物多様性の保全上重要な地域への立入りの前後に身体や所有物に外来種が付着していないことを確認し洗浄する、要緊急対処特定外来生物の侵入拠点において定期的に外来種の侵入の有無を点検し、問題があれば関係機関に連絡するというように、立場に応じて実行可能な行動は様々である）。

なお、世界規模での外来種による被害の防止・軽減に向けては、国内・国外問わずに上記行動をとる。世界的に被害を及ぼす外来種については、国際自然保護連盟（IUCN）「世界の侵略的外来種ワースト100」やIPBES報告書等にて紹介されている。

その他の取るべき行動については、各主体がその役割に応じて強みを生かして「実践」するものとして整理する。本計画の目的であるネイチャーポジティブの実現に資する外来種対策の強化に向けては、主体間で協働の上、対策の成功事例を確実に創出し、全社会的に各種対策を強力に押し進めていくものとする。

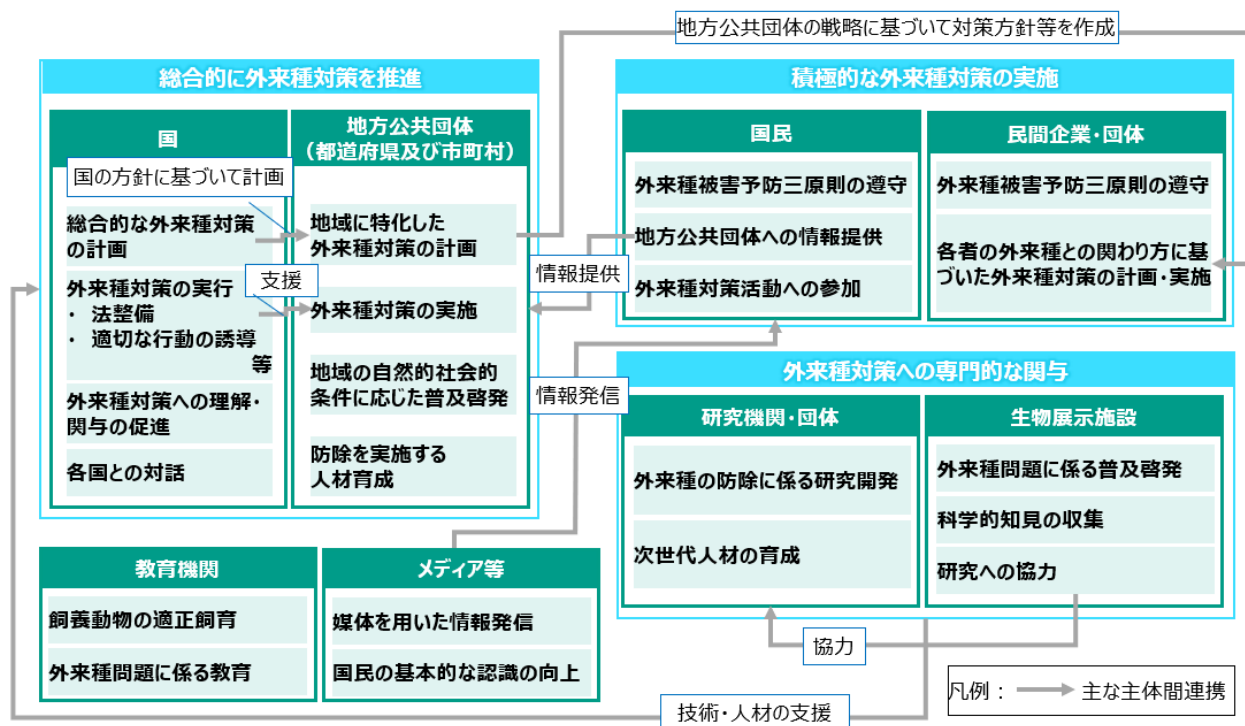


図 11 各主体に求められる役割

1 国

【求められる役割】

国内の対策を総合的に推進する主体として、外来種による国内生態系等への被害の防止に向けた総合的な方針を作成、国内の外来種の侵入・定着、被害発生等の状況を認識し、対策の優先順位付けを行い、他の主体と共有する役割を担う。特に全国的に被害が深刻であり重点的な対策を取るべき種については、全国共通の防除目標や基本的な対策方針を設定する。また、外来生物法等外来種に係る法令を整備し、厳格に運用する。主流化に向けて外来種対策に関わるすべての法律又は規則や指針の対象に外来種対策が含まれるよう調整する。同様に、外来種対策を含む経済活動を認定・支援するすべての法律の活用を促進するとともに、それらの活動の認定対象に外来種対策が含まれるよう調整する。また、それらの認定活動のうち外来種対策を含む事例を公表する。

国内での定着が確認されていない、又は分布が局地的である種について、防除等の必要な対策を行う。世界自然遺産地域やラムサール条約登録地など国際的にもその保全を図ることが求められる地域や、国立公園等の国として生物多様性の保全上優先度の高いとする重要地域に定着している種、新たに侵入・定着のおそれのある種に関しても、防除を実施する主体として他の主体の協力も仰ぎながら、適切に進めていく。

加えて、各主体による行動の促進に必要な支援を行う。例えば、教育機関が外来種に関する教育を適切に行うことができるよう、外来種問題の学習指導要領への記載や、学校に

541 おける動物飼育に関する指針の整備を検討する。
 542 さらに、国内の外来種対策に資する国際連携の構築・強化に向け、複数国、2 国間等様々
 543 な議論の場での協議を重ね、その決定事項を国内施策に適時反映させる。

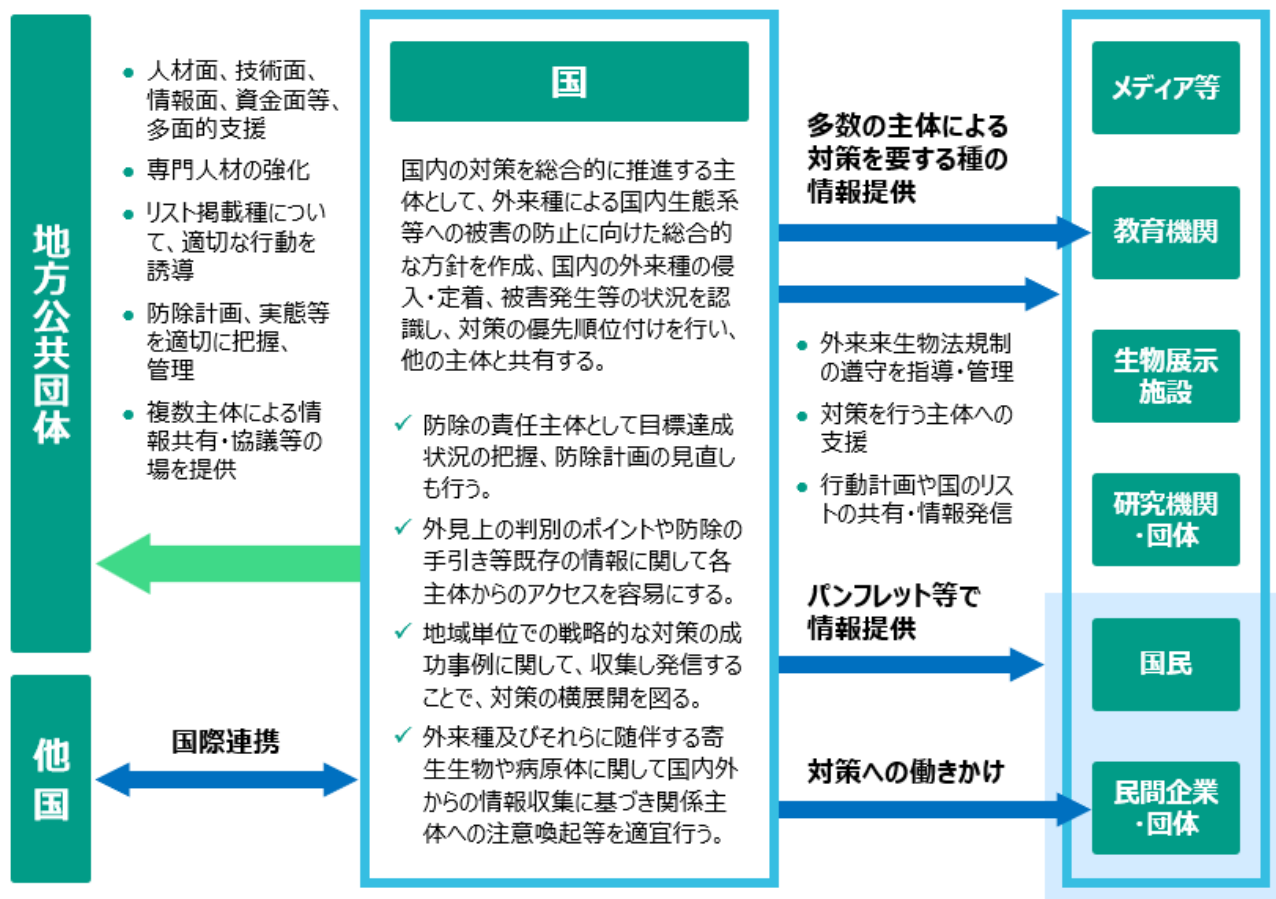


図 12 国の役割、関係図

【2030 年までに集中的に実践する行動】

● 行動 1：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）に係る行動

- 外来種被害防止行動計画及び生態系被害防止外来種リストにて当面 2030 年までの国全体の外来種対策の目的及び目標、種毎の対策優先度を示し、各主体と共有する。

都道府県による計画立案について、専門性の観点から人員・情報、及び資金の面から継続的に支援する。情報面の支援に関しては、対策の優先度設定や評価等に係る手法や考え方を早急に整理し、都道府県他関係主体に提示する。

● 行動 2：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）に係る行動

- 各主体による特定外来生物の取扱いの際の外来生物法規制の遵守を適切に指導・

- 559 管理する。
- 560 ・ 新たに被害をもたらすことが判明した種で法規制が必要な場合には、特定外来生
- 561 物に指定する。さらに、リスト掲載種について各主体による適切な行動を誘導す
- 562 る。
- 563 ・ 各主体による特定外来生物の防除について、法に基づき各主体による防除計画、
- 564 実態等を適切に把握、管理する。
- 565 ・ 地方公共団体を始め各主体による特定外来生物の防除について、人材面、技術面、
- 566 情報面、資金面につき必要な支援を実行する。その他、各主体が実施する外来種
- 567 防除に関して、法令上必要な手続きや、多面的な支援、所管地の一時的な解放等、
- 568 省庁及び部局横断にて適切に協力する。
- 569 ・ 地方環境事務所を始めとする地方支分部局に、地方公共団体他各主体による外来
- 570 種の防除に係る相談等体制を整え、複数主体による情報共有・協議等の場を提供
- 571 する。
- 572 ・ リストの対策優先度に基づき、要緊急対処特定外来生物に指定されている種及び
- 573 本計画において管理に関する具体的な目標が設定されている種を中心に対策を
- 574 行う主体に対する、資金や技術面の支援を強化する。
- 575 ・ 要緊急対処特定外来生物及び管理に関する具体的な目標が設定されている種の
- 576 うち生態系の保全上特に重要な地域に係るものについて、関係者による協力も仰
- 577 ぎつつ防除を進め、防除の責任主体としてとして目標達成状況の把握、防除計画
- 578 の見直しも行う。
- 579 ・ 要緊急対処特定外来生物及び管理に関する具体的な目標が設定されている種の
- 580 うち生態系の保全上特に重要な地域に係るものについて、定着防止又は管理目標
- 581 の達成事例を蓄積する。
- 582 ・
- 583
- 584 ● 行動3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成
- 585 ・ 本計画及び国のリスト、その他関連する計画等について各主体に適切に共有し行
- 586 動を呼びかける。国民、民間企業・団体等の対策参画に向けてはパンフレット等
- 587 で分かりやすく発信する。
- 588 ・ 新規で特定外来生物に指定した種を中心に、関係する主体を中心に早急な規制遵
- 589 守、防除推進への理解深化を図る。また、令和5年6月に条件付特定外来生物に
- 590 指定されたアカミミガメ及びアメリカザリガニについては、とりわけ多数の主体
- 591 による対策が必要なものとして、引き続き、動画や教育機関への情報提供等によ
- 592 り広く理解醸成を推進していく。
- 593 ・ 民間企業・団体を中心に組織的な外来種対策への関与を促すべく、技術的指針の
- 594 作成及び発信等必要な働きかけを行う。

- 595 ・ 地方環境事務所を中心に、専門的人材の配置を強化する。
- 596 ・ 地域外の専門人材が必要な地方公共団体に対して、全国的なネットワークを生か
- 597 した専門人材の紹介を行う。専門人材に対しても、本計画に沿った地域単位での
- 598 戦略的な対策の推進に向けた協力要請を進める。
- 599 ・ 要緊急対処特定外来生物及び管理に関する具体的な目標が設定されている種を
- 600 中心に、行動２と行動４により得た知見・技術等を生かして早期に対策手法等を
- 601 整理したものを作成し、関係者に共有する。
- 602
- 603 ● **行動４：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進**
- 604 ・ 本計画の目標の達成状況の把握・管理等も兼ね、国単位で生態系等に被害を及ぼ
- 605 す外来種に関して確認情報を一元的に整理し、国内の多様な主体に適切に発信す
- 606 る。
- 607 ・ 当該情報について、国際的なデータベースとも連携の上、外来種に係る情報管理
- 608 の精度向上を図る。
- 609 ・ 特定外来生物の外見上の判別のポイントや防除の手引き等既存の情報に関して
- 610 各主体からのアクセスを容易にする。
- 611 ・ 民間企業・団体始め多様な主体による外来種対策や、地域単位での戦略的な対策
- 612 の成功事例に関して、収集し発信することで、対策の横展開を図る。
- 613 ・ 要緊急対処特定外来生物及び管理に関する具体的な目標が設定されている種を
- 614 中心に研究機関等における技術開発への支援を強化する。
- 615
- 616 ● **行動５：国際貢献、国際連携等に係る行動**
- 617 ・ 生物多様性条約、ワシントン条約、世界遺産条約、ラムサール条約、国際獣疫事
- 618 務局、国際植物防疫条約、バラスト水規制管理条約といった既存の国際枠組にお
- 619 ける決定事項を踏まえた対策を適切に実行に移す。
- 620 ・ G7 各国、日中韓、ASEAN 各国と外来種対策に関する積極的な対話を進め、対話に
- 621 おいて得られた情報、方針等は国内施策に早急かつ適切に生かしつつ、国内での
- 622 対策事例の諸外国への共有も積極的に行う。
- 623 ・ 侵入・定着防止外来種に関して、物品輸送等に関係する主体間の国内外の連携強
- 624 化を促す。その他、民間企業・団体における対策強化に向けて、国際的な議論の
- 625 動向も踏まえつつ、国内において適切な行動喚起を行う。
- 626
- 627 ● **その他：新たな課題に対する行動（寄生生物・感染症対策）に係る行動**
- 628 ・ 外来種及びそれらに随伴する寄生生物や病原体に関して国内外からの情報収集
- 629 に基づき関係主体への注意喚起等を適宜行う。
- 630

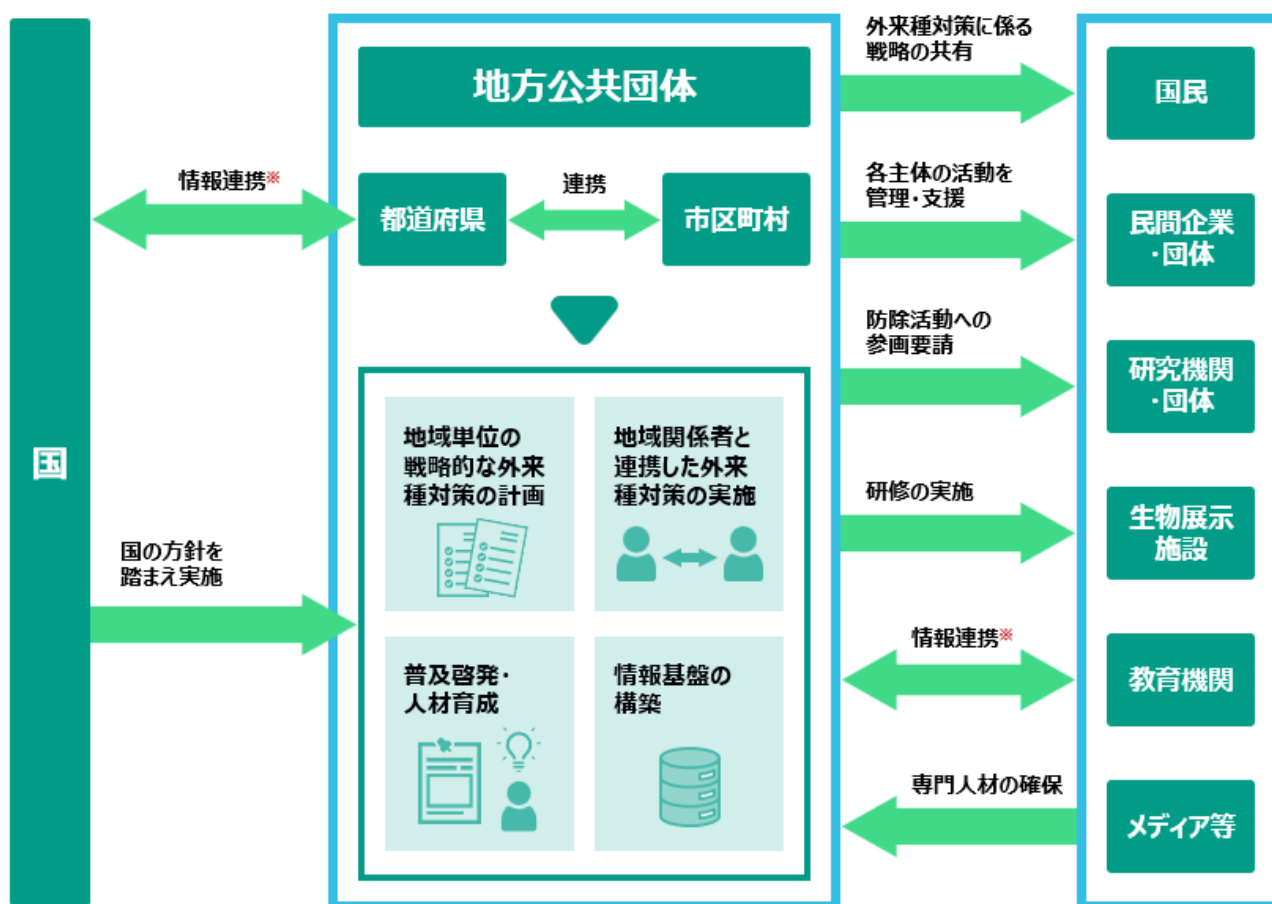
631 2 地方公共団体（都道府県及び市町村）

632 【求められる役割】

633 地域内の対策を総合的に推進する主体として、外来種による地域内の生態系等への被害
634 の防止に向けた総合的な方針を作成、地域内の外来種の侵入・定着、被害発生等の状況を
635 認識し、対策の優先順位付けを行い、地域内の他の主体と共有する役割を担う。必要に応
636 じて、外来種に係る条例、行動計画、リスト等を整備し、適切に運用する。

637 国による対策の優先順位付けも参考に、地域内で特に被害が深刻である種、又は未定着
638 の種で今後深刻な被害の発生する可能性がある種については、個別に防除目標や対策方針
639 を設定の上、防除を実施する。その際、行政機関内の関係部局、周辺の行政機関始め他の
640 主体と連携し、さらに、地域内の民間企業・団体、地域内外の研究機関、教育機関等にも
641 協力を得ることとする。

642



643

644 図 13 地方公共団体（都道府県及び市町村）の役割、関係図

645

646

647 【2030 年までに集中的に実践する行動】（国の支援等も活用しながら取り組む。）

- 648 ● 行動 1：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）に係る行動

- 649 ・ 都道府県は、域内の市区町村と連携して管内における外来種の被害状況等を整理
650 の上、区域全体における当面の対策の方向性を定め、種毎の対策優先度を設定の
651 上、関係主体に適切に共有する。
- 652 ・ 市区町村も、都道府県に準じて、必要に応じて区域内の対策方向性を定め、対策
653 優先度の設定等を行う。
- 654
- 655 ● **行動 2：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）に係る行動**
- 656 ・ 都道府県及び市町村は、必要に応じて条例等にて国内外来種を含む外来種に係る
657 取扱いを定め、各主体によるその遵守を適切に管理する。
- 658 ・ 都道府県は、外来生物法他法令や行動 1 で作成した計画に基づく範囲で、地域内
659 各主体が行う防除について適切に把握をし、計画に沿った防除が実行されている
660 ことを確認する。また、それら防除について、必要に応じて人員及び資金等の面
661 でそれらを支援する。
- 662 ・ 都道府県及び市町村は、自らが実施する防除事業について、関係者による協力も
663 仰ぎつつ防除を進め、その目標の達成を図る。事業の責任主体として目標達成状
664 況の把握、防除計画の見直しも行う。
- 665 ・ 都道府県及び市町村は、他の主体が実施する外来種防除に関して、条例等による
666 手続きや所管地の一時的な解放等、部局横断的に適切に協力する。
- 667
- 668 ● **行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成**
- 669 ・ 都道府県及び市町村は、行動 1 で整理した対策の方向性を適切に関係主体へ共有
670 する。
- 671 ・ 都道府県及び市町村は、地域住民、民間企業・団体等に対して地域の自然条件、
672 社会条件等を踏まえた普及啓発を実施し、地域内の対策主体の増加に貢献する。
673 とりわけ自らが実施する防除事業には、多くの主体の参画を呼びかけていく。
- 674 ・ 都道府県及び市町村は、組織内でも外来種対策に係る人材を配備又は、組織外の
675 専門人材との連携強化により、組織内の外来種対策に係る知見を蓄積する。
- 676
- 677 ● **行動 4：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進**
- 678 ・ 都道府県及び市町村は、国に準じて外来種に係る分布等の情報を収集及び公開す
679 る。
- 680 ・ 都道府県及び市町村は、行動 2 による防除事業等を通じて、研究機関等における
681 調査研究、技術開発に積極的に協力する。
- 682 ・ 都道府県及び市町村は、NORNAC（自然系調査研究機関連絡会議）や国の地方支分
683 部局が実施する連絡会議等の地方公共団体間の横断的枠組を活用し、相互の情報
684 共有及び連携を深める。

685 ・ 都道府県及び市町村は、国による外来種の確認状況等の一元的な管理にも協力し、
686 国の行動計画の目標達成、ひいては昆明・モンテリオール生物多様性枠組の達成
687 に貢献する。

688

689

3 国民

【求められる役割】

全主体の共通の行動を、個々において確実に取っていく。とりわけ次のような場合には、外来種による負の影響を生じさせないよう重点的な対策行動が求められる。

- ・外来種を飼育、栽培している場合：逸出防止策を施した適切な環境下で終生飼養・飼育をする。仮にどうしても飼育・栽培が継続できなくなった場合でも、他者への譲り渡し、又は適切な方法での処分により、野外への放出は行わない。新たに外来種を飼育、栽培しようとする場合には、リスト等も参考に、本当に飼育、栽培をする必要があるのか、適切な環境下での終生飼養・飼育が可能なのかを検討の上、配慮した行動が求められる。
- ・生態系の保全上重要な地域に居住している、又は立入りをする場合：域内への非意図的な外来種導入の予防に特に配慮する。

また、身の回りで起こっている外来種問題について理解を深め、自ら防除を実施する、又は他の主体が行う対策行動に対し必要な協力を実施する。特に、以下のような場合には、積極的な行動が求められる。

- ・特定外来生物又はそれらと思しきものを確認した場合：速やかに関係行政機関に情報提供をし、次の行動に関して相談をする。
- ・自己の所有地内に特定外来生物が確認されている場合：防除を実施する、又は他の主体が防除活動を行う際、積極的な協力を努めることが期待される。

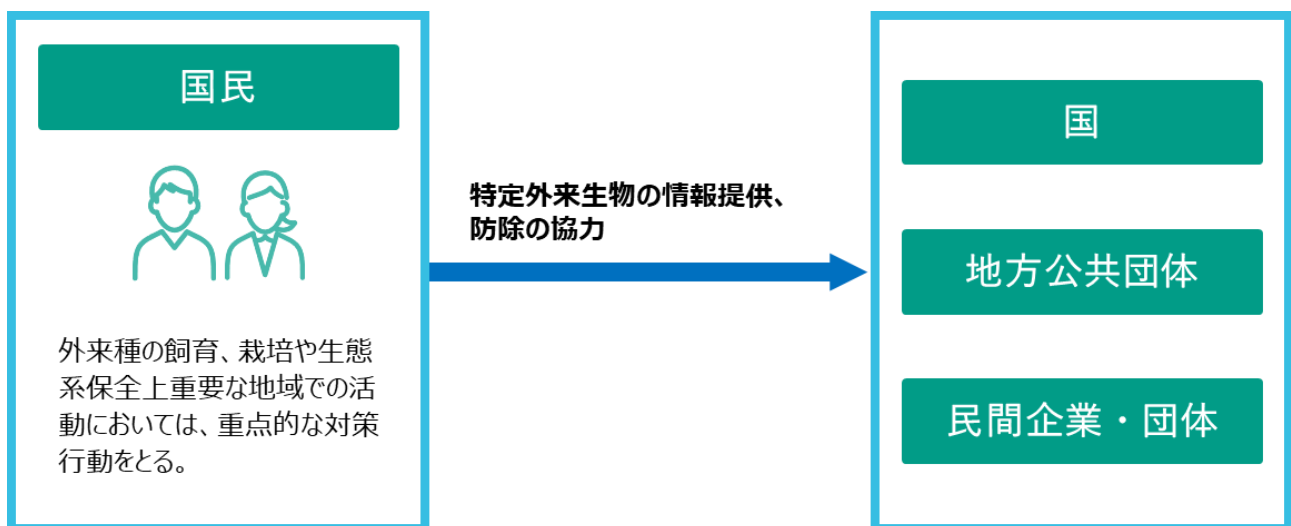


図 14 国民の役割、関係図

【2030 年までに集中的に実践する行動】

● 行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

- ・外来種の脅威と防除の必要性、外来生物法の内容等の体系的な理解を深め、個々にその置かれた状況から外来種との関係性を認識した上で、外来種による被害軽

減に向けて何ができるかを整理しておく。

● **行動 2：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）に係る行動**

- ・ 行動 3 において得られた知見を基に、国や地方公共団体や民間企業・団体等が行う防除活動に対して必要な協力を実施する。

● **行動 5：国際貢献、国際連携等に係る行動**

- ・ 国内の生物のうち諸外国において被害をもたらす可能性がある種を意図的、非意図的に持ち出さないように注意する。

4 民間企業・団体

【求められる役割】

全主体の共通の行動を、組織として確実に取っていく。とりわけ、次のような事業活動においては、外来種による被害を生じさせないよう重点的な対策行動が求められる。

- ・ 外来種の流通・小売：自らが適切な環境下で管理をするのみならず、販売元や販売先にも適切な取扱いを呼びかける。
- ・ 農林水産業、建設・建築業、製薬等、事業活動において外来種を導入し、利用する：適切な環境下で管理をし、途中で放棄をする場合には、他者への譲り渡し、又は適切な方法での処分により、野外への放出や拡散を防止する。また、リスト始め公的機関が提供する外来種の侵略性を整理した情報や、研究機関・学術団体が発出する技術的指針等も参考に、管理方法、利用する種、利用範囲、数量等の見直しを含む利用手段の改善を重ねる。
- ・ 運輸業、物流業及び一連の事業に運輸・物流の過程が含まれるもの：非意図的にでも外来種の拡散に関与してしまう可能性がある上、輸送機器に係る定期的な点検、サプライチェーン全体での水平的な対策状況確認、外来種発見時の情報共有先の確認、組織内外で連携した防除体制の構築等拡散の未然防止及び拡散初期の初期防除の実現に向けた対策に取り組む。
- ・ 外来種に係る調査研究・技術開発、防除の実施：外来種による被害の軽減に寄与する事業活動の中で不用意に新たな被害を生じさせないよう、上に準じた行動を取る。

2023 年 9 月に自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）が公表した情報開示枠組みにおいては、企業は自社のバリューチェーンが自然環境にどのように依存し、インパクトをもたらしているか、及び自然環境の変化が自社のバリューチェーンにどのようなリスクと機会をもたらすかを評価するべきとされている。自然の状態（state of nature）に影響を及ぼす因子（impact driver）として 5 つが提示されているが、外来種はそのうちの

752 1つとなっており、セクターを問わずすべての組織が、侵略的外来種を積極的に導入しか
753 ねない行動及び少しでもその可能性がある特定の行動の割合について開示すべきとされて
754 いる（この詳細に関して、現時点では、一般化された指標が存在せず、今後、更なる知見
755 収集のもと、より具体化される見込み）。このことも踏まえ、以上の外来種に直接的若しく
756 は間接的に関与する、又はその可能性がある民間企業・団体においては、改めて一連の事
757 業活動における外来種関与の機会、対策の実施状況の振り返りから取り組むことが望まし
758 い。

759 特に運輸や貿易等の業種について直接的に侵略的外来種を移動させその拡大に関わる可
760 能性がある民間企業・団体については、外来種に関して企業活動が自然資本及び生物多様
761 性に及ぼすリスクと機会を積極的に分析することが望ましい。

762

763 また、平時の事業活動における外来種への直接的又は間接的関与の有無に関わらず、生
764 物多様性や自然環境に配慮した多数の行動・手段として「外来種対策」が存在することを
765 認識し、自ら防除を実施する、又は他の主体が行う対策行動に人材面、資金面等で協力す
766 る。

767 外来種に係る調査研究・技術開発、防除の実施に関わる民間企業・団体においては、地
768 域的な、又は全国における対策の実施主体として、多様な主体と連携し、活動や支援を行
769 い、情報共有を進めることにより、より効果的、効率的な防除を追求することが今後ますます求められる。

771 一方で、これまで外来種の防除に関与しなかった民間企業・団体においても、自然資本
772 の保全に積極的に貢献する手段の1つとして外来種防除があることを認識の上、平時の事
773 業活動に加え、防除等にご貢献していく。所有する土地における防除の実施からが良い。こ
774 れらの新たな活動こそ、他の対策主体からの注目が集まり、多くの主体による人材面、資
775 金面等による防除活動参画の機会となる。

776

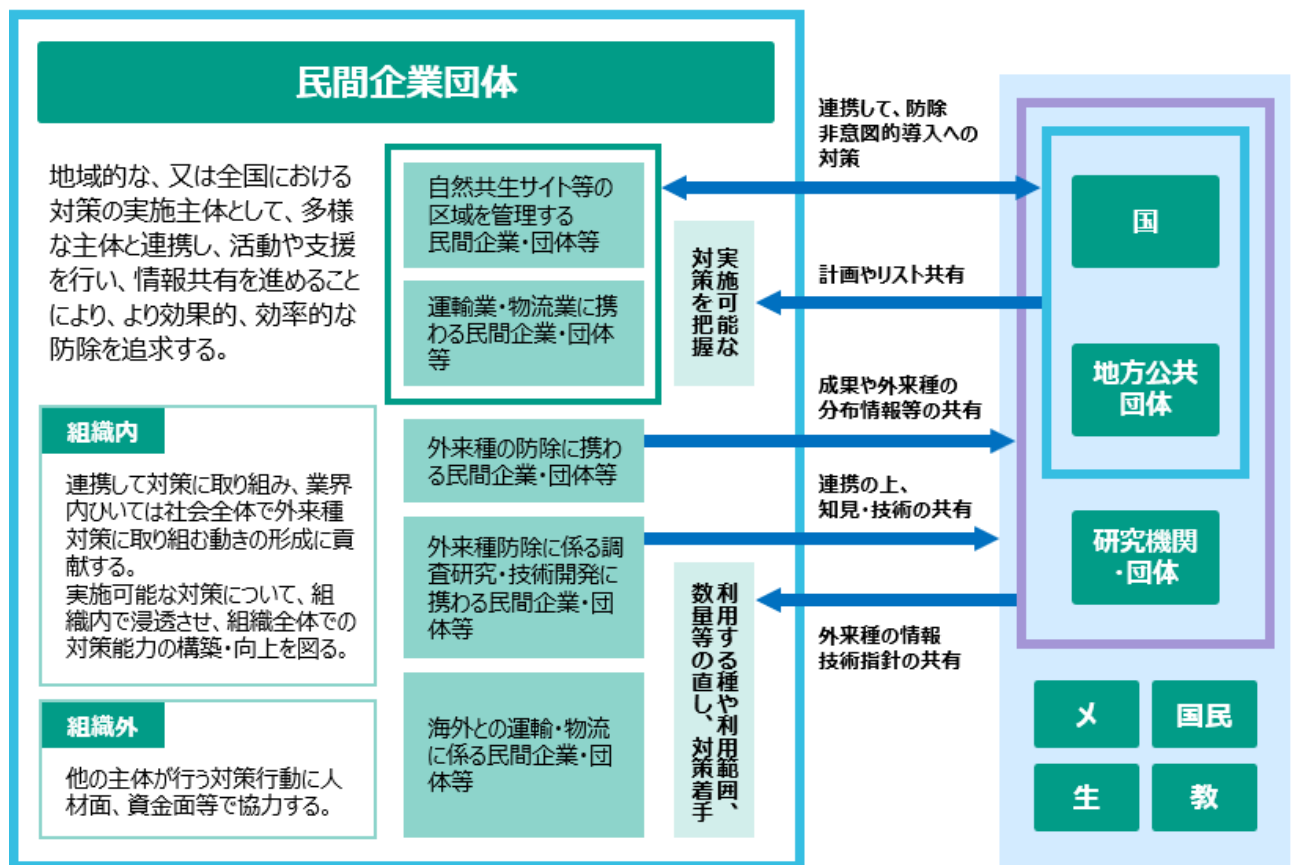


図 15 民間企業・団体の役割、関係図

【2030 年までに集中的に実践する行動】

● 行動 1：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）に係る行動

- 国及び地方公共団体が作成する計画やリスト等も参考に、事業活動における外来種との関与状況及び対策の実施状況を見直し、実施可能な対策を把握する。外来種との関与の程度が大きな場合には、個々の対策を取りまとめ、組織としての対策のあり方を整理する。

● 行動 2：外来種対策の実行（外来種の侵入・定着防止及び防除の実施）に係る行動

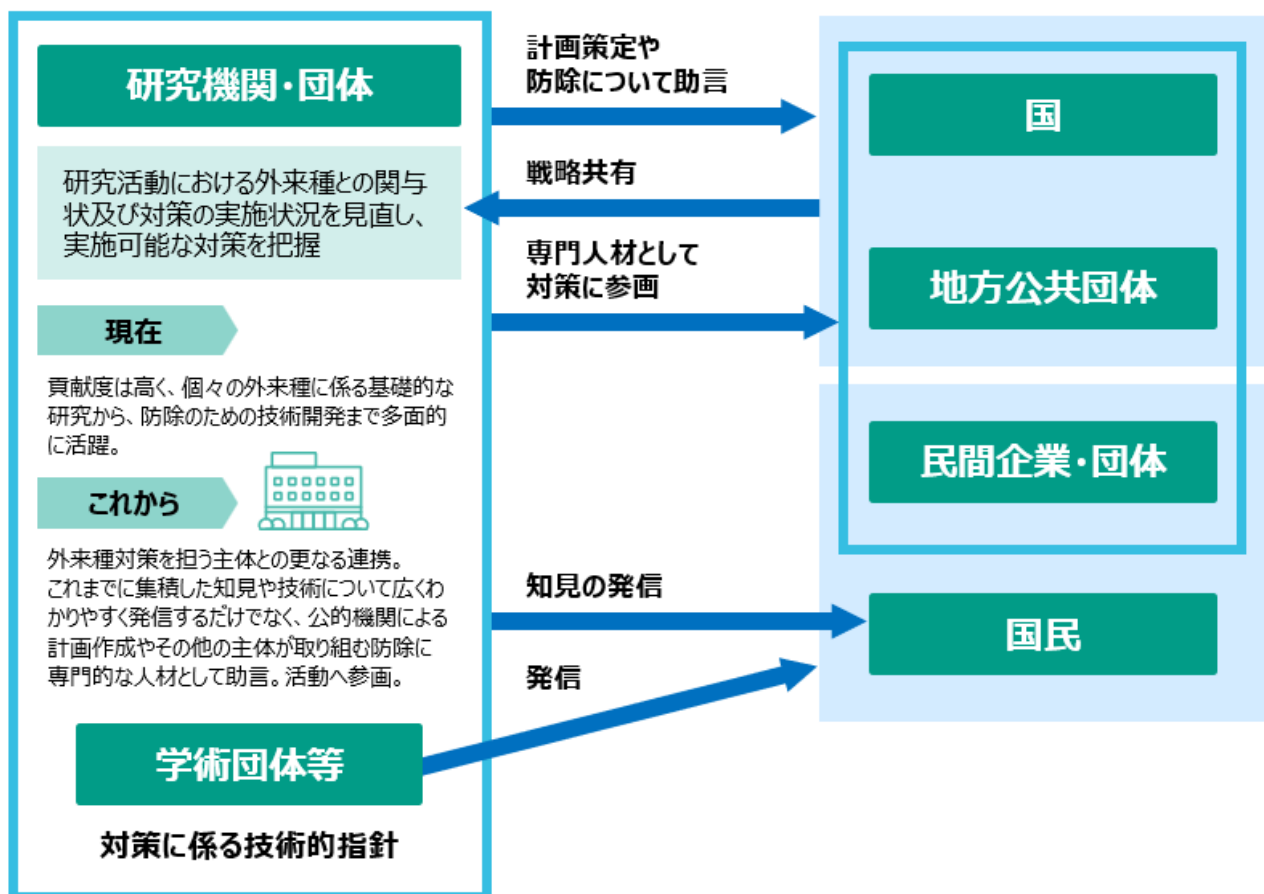
- 行動 1 で整理した実施可能な対策について、国及び地方公共団体、研究機関・団体等が作成・発信する外来種対策に係る情報も踏まえつつ、着手する。特に、運輸業・物流業に携わる民間企業・団体における非意図的導入への対策及び自然共生サイト等の区域を管理する民間企業・団体における防除については、関連する国の取組とも連携しつつ確実に着手する。
- 対策の成果は適切に公表・発信し、組織価値の向上に努めると良い。また、必要

- 796 に応じて民間企業・団体間で連携して対策に取り組み、業界内ひいては社会全体
797 で外来種対策に取り組む動きの形成に貢献する。
- 798
- 799 ● 行動3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成
- 800 ・ 行動1で整理した実施可能な対策について、組織内で浸透させ、組織全体での対
801 策能力の構築・向上を図る。
- 802
- 803 ● 行動4：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進
- 804 ・ 外来種防除に係る調査研究・技術開発等に携わる民間企業・団体は、引き続きそ
805 れらを進め、実用化、高度化を目指す。その過程で、必要に応じて他の主体と連
806 携の上、知見・技術の共有にも努める。
- 807 ・ 外来種の防除に携わる民間企業・団体等は、その事業活動を通じて得られた成果
808 や外来種の分布情報等を行政機関や研究機関に積極的に共有する。
- 809
- 810 ● 行動5：国際貢献、国際連携等に係る行動
- 811 ・ 海外との運輸・物流に係る民間企業・団体等は、侵入・定着防止外来種等を国内
812 に導入しないよう、自らの国際的なネットワークを生かし、一連の運輸・物流過
813 程において対策設備を装備する等予防策を強化する。
- 814
- 815

816 5 研究機関・団体

817 【求められる役割】

818 国内の外来種対策においてこれまでの研究機関・団体による貢献度は高く、個々の外来
819 種に係る基礎的な研究から、防除のための技術開発まで多面的に活躍をしてきた。生物多
820 様性保全に資する外来種対策の強化に向けては、その具体的な意思決定に文献、情報、先
821 端技術等を有効活用することの重要性が国内外で指摘されており、今後は外来種対策を担
822 う主体との更なる連携が求められる。直近の対策強化に向けては、これまでに集積した知
823 見や技術について広くわかりやすく発信するだけでなく、公的機関による計画作成やその
824 他の主体が取り組む防除に専門的な人材として助言をし、時にはその活動に自ら参画する
825 といった、主体への直接的な働きかけや協働が望まれる。加えて専門的な人材の教育を行
826 う 7. 教育機関としての役割も求められる。



827 図 16 研究機関・団体の役割、関係図

830 【2030 年までに集中的に実践する行動】

831 ● 行動 1：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）に係る行動

- 832 ・ 国及び地方公共団体が作成する戦略も参考に、研究活動における外来種との関与
833 状況及び対策の実施状況を見直し、実施可能な対策を把握する。外来種との関与

の程度が大きな場合には、個々の対策を取りまとめ、組織としての対策のあり方を整理する。

● 行動３：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

- ・ これまでに集積した知見について継続的に発信する。とりわけ、学術団体等が整理した対策に係る技術的指針等について国民及び民間企業・団体等に更に浸透させ、積極的な活用を推進する
- ・ 専門人材として、国、地方公共団体、民間企業・団体等が行う対策に参画する。

● 行動４：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進

- ・ 引き続き外来種の分類、生態等に係る基礎的な研究に加え、一連の防除活動に係る技術開発及び実用化を推進する。とりわけ対策の意思決定に資する現状把握や評価のための方策、侵入・定着防止外来種及び防除推進外来種の防除技術の開発・改良は継続的に重要な課題であり、これらについて、公的機関からの支援も活用の上、推進する。防除した外来植物の処分や利活用の技術も同様である。

6 生物展示施設（動物園、水族館、植物園等）

【求められる役割】

生物展示施設には、４．民間企業・団体に属する施設が含まれるほか、５．研究機関・団体及び７．教育機関としての多面的な役割を担うことも期待される。

このため、外来種の飼育・飼養等方法始め外来種との関わり方が他の主体の模範となるよう期待されており、適正管理の徹底が強く求められる。施設を訪れた者に対しては、展示環境や在来種含む他の展示動植物も適宜活用の上、外来種による被害の状況のみならず、被害発生背景や具体的機序、対策の必要性といった生物多様性保全等に資する外来種対策への理解の深化に向けた体系的な知識を提供することが求められる。加えて、外来種の生命の尊さを発信する、遺伝的多様性の保全に向けて外来種の保護を行う等他の主体では担うことが難しい行動についても、生物展示施設としての立場を生かして積極的に取り組むことで、国内外の外来種対策の総合的な推進に向け一翼を担う。

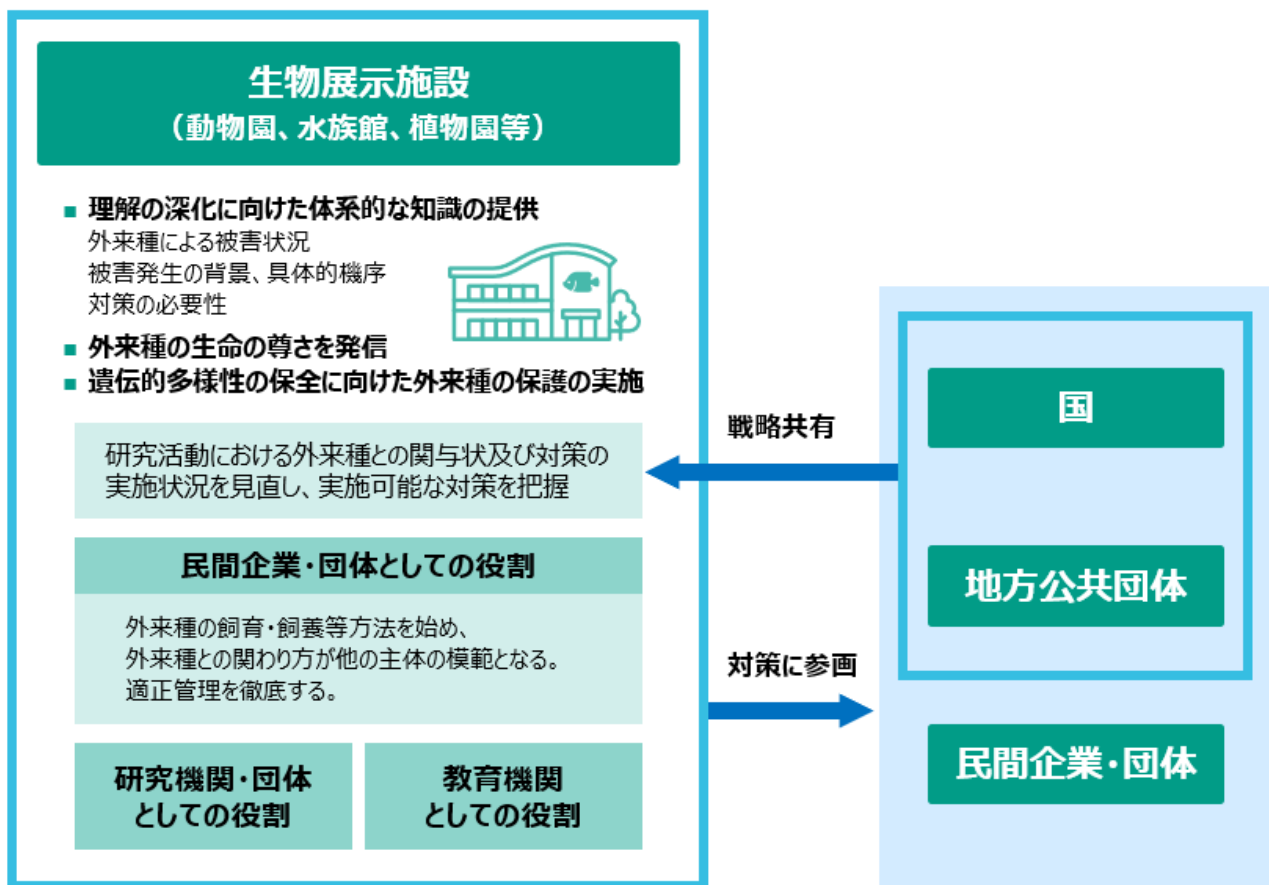


図 17 生物展示施設（動物園、水族館、植物園等）の役割、関係図

【2030 年までに集中的に実践する行動】

● 行動 1：戦略的な外来種対策の計画（対策優先度の設定）に係る行動

- ・ 国及び地方公共団体が作成する戦略も参考に、研究活動における外来種との関与状況及び対策の実施状況を見直し、実施可能な対策を把握する。外来種との関与の程度が大きな場合には、個々の対策を取りまとめ、組織としての対策のあり方を整理する。

● 行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

- ・ これまでに集積した知見について継続的に発信する。
- ・ 専門人材として、国、地方公共団体、民間企業・団体等が行う対策に参画する。

● 行動 4：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進

- ・ 外来種の生態等に係る基礎的な知見の収集に加え、防除手法の検討に係る研究への協力や種の同定等の専門的な助言を、各機関の専門性も生かしつつ効果的

882 に行う。

883

884

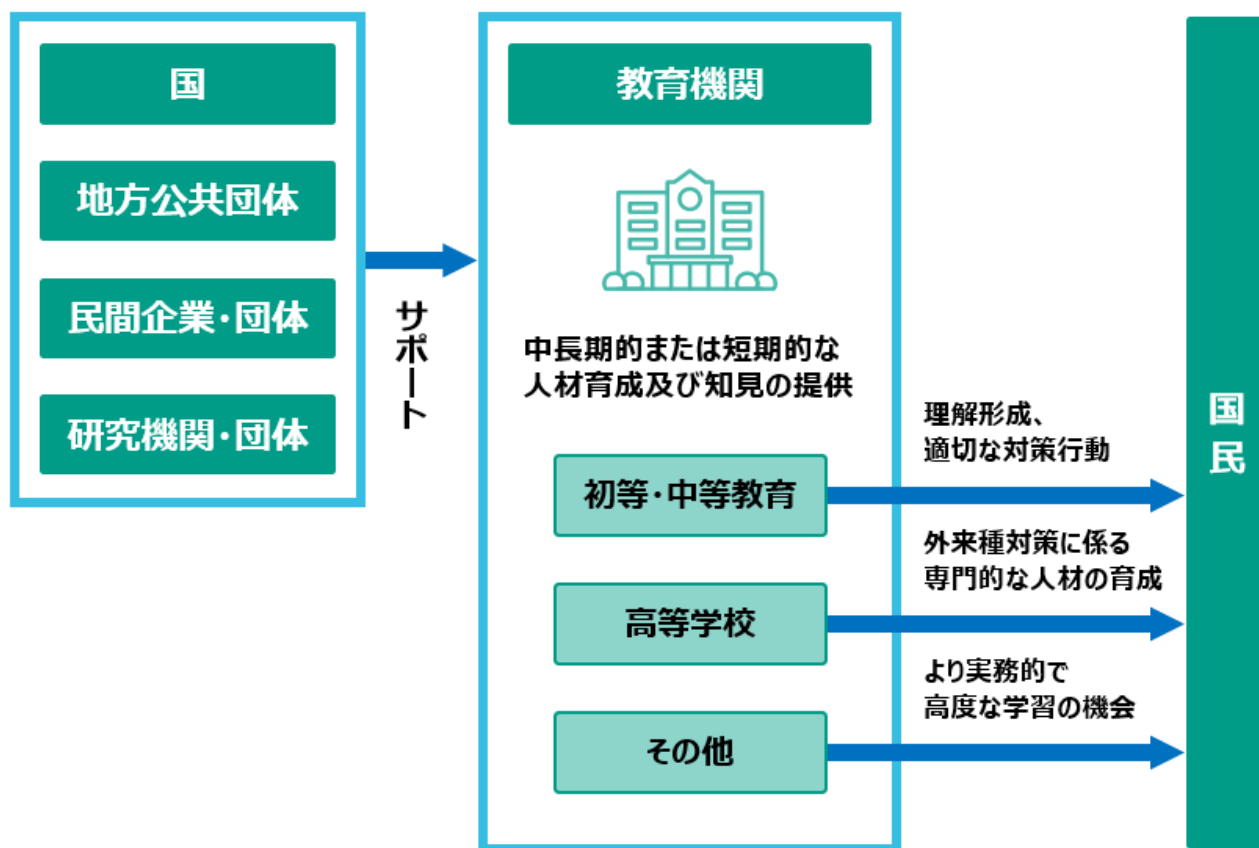
885 7 教育機関

886 【求められる役割】

887 外来種対策の強化に向けては、対策への多様な主体の参画を可能とする全社会的な能力構築・向上が大きな課題の1つである。教育機関はその一翼を担っており、中長期的又は短期的な人材育成及び知見の提供を行う。

890 中長期的な人材育成に関しては、初等・中等教育現場には、外来種を含む生物の生命の尊さを尊重する態度を育てた上で、環境教育の一環として、外来生物の存在や移入、外来生物が国内や地域の生態系のバランスに影響を与えること等の学習を通じて、児童生徒が対策の必要性を理解し、適切な行動をとれるようにすることが求められる。高等教育現場では、地域における外来種の調査等のカリキュラムによる実践的な外来種対策の教育、及び専門性に応じて外来種対策に係る専門的な人材の育成が求められる。短期的な人材育成に関しては、外来種対策の実施主体に対する公開講座や教育・研究課程への受入れ等、より実務的で高度な学習の機会提供を行う。

898 なお、これらの役割は、学校教育現場のみならず、国、地方公共団体、民間企業・団体、研究機関等も幅広く担うことができる。他の主体が教育現場において外来種対策に関する専門知識を提供する等の協力を行うこと、また8. メディア等に整理した広く社会に対する広報・教育に係る行動のあり方も踏まえつつ、社会全体で相互学習の機会を創出していくことが重要となる。



903

図 18 教育機関の役割、関係図

【2030 年までに集中的に実践する行動】

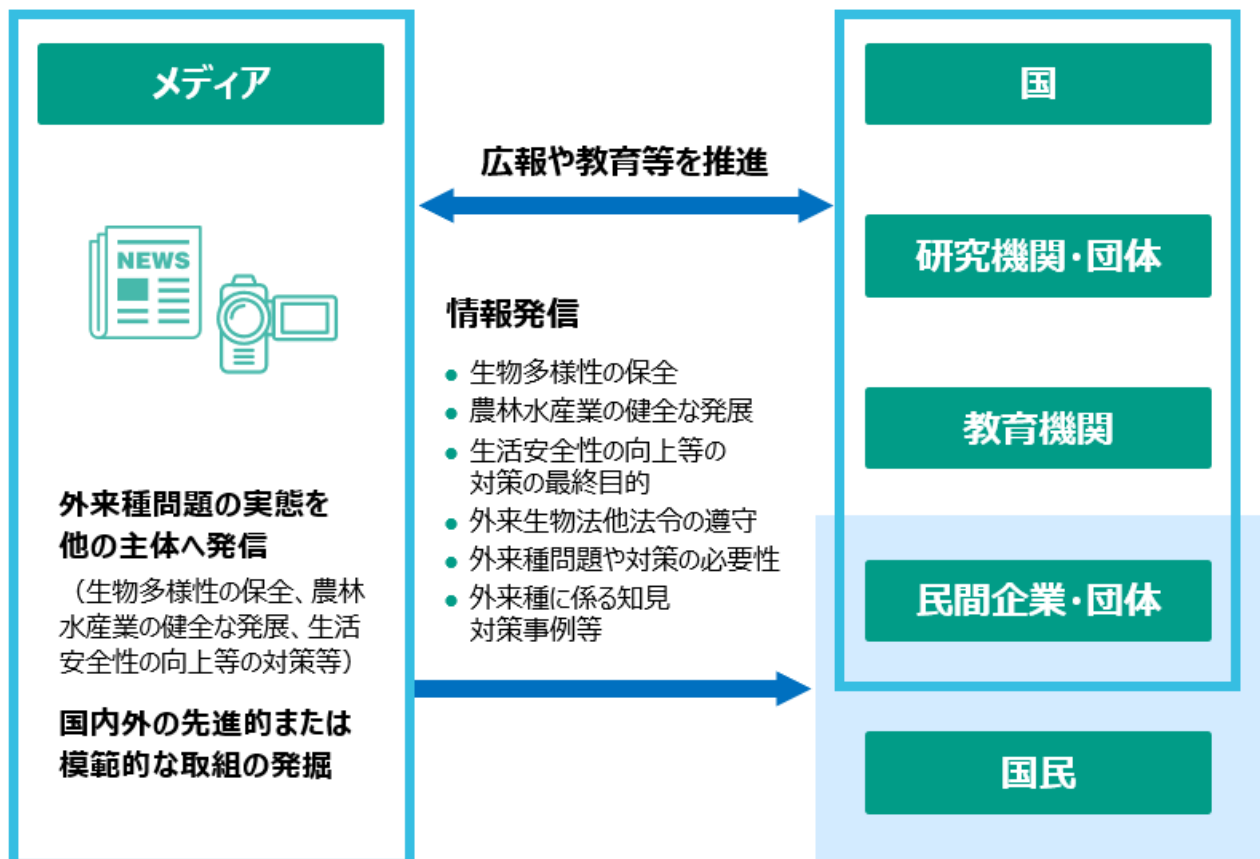
- **行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成**
 - ・ アメリカザリガニやアカミミガメ等の国民に身近な特定外来生物に関する環境省作成の教材等を用いて、外来種問題への更なる理解深化を図る。

912 8 メディア等

913 【求められる役割】

914 教育機関と並び、外来種対策に係る全社会的な能力構築・向上に極めて大きな影響力を
915 持つ主体として、外来種問題の実態を他の主体に伝えとともに、国内外の先進的及び模
916 範的な取組の発掘・発信、行政機関や民間企業・団体、教育機関等と連携した広報や教育
917 等を推進する。

918 情報の発信媒体が多様化し、各主体が容易に情報収集できるようになった昨今、他の主
919 体に適切な行動を促すためには、より正確な情報発信が求められることはもちろんのこと、
920 単に外来種そのものや対策現場を紹介するのみならず、生物多様性の保全、農林水産業の
921 健全な発展、生活安全性の向上等の対策の最終目的を強調する、併せて外来生物法他法令
922 の遵守を呼びかける等により、対策への総合的な理解を手助けすることが求められる。



923 図 19 メディア等の役割、関係図

924

925

926 【2030 年までに集中的に実践する行動】

927 ● 行動 3：対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成

- 928 ・ 外来種問題や対策の必要性、外来種に係る知見や対策事例等について適切に発信
929 し、広く国民及び民間企業・団体等に対策の実施や他の主体との連携を呼びかけ
930 る。

- 931 ● 行動4：情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進
- 932 ・ 民間企業・団体及び研究機関・団体等と協力し、地域の外来種の調査を行う等
- 933 の実践的な外来種対策の教育を行う。
- 934
- 935

936 **第3章 実施状況の点検と見直し**

937 目標の達成度を測定する指標として、次のとおり設定し、定期的な測定を行うとともに、
938 2030年時点での達成状況を踏まえて、計画の見直しを行う。

939

940 ① 定着していない外来種の定着予防に係る指標

941 1) 国単位で計測

942 a. 「侵入・定着防止外来種」のうち特定外来生物等の定着数

943 ※2030年時点で「0」を目指す。

944 b. 「侵入・定着防止外来種」のうち特定外来生物以外の定着進度

945 (定着数の前期間比)

946 ※2030年時点で50%以下を目指す。

947
$$\frac{[\text{新リスト『定着防止外来種』であり特定外来生物でない種}の\text{うち定着した数}(2025\text{年}3\text{月}\sim 2030\text{年末})]}{[\text{現行リスト『定着予防外来種』であり特定外来生物でない種}の\text{うち定着した数}(2015\text{年}3\text{月}\sim 2020\text{年末})]} \leq 1/2$$

948

949 2) 地域単位で計測

950 a. 条例、リスト等により定着を防止すべき種を整理した地方公共団体数

951 ※整理した都道府県数について、2030年時点「47」を目指す。b. aで整理された種の定
952 着数

953

954 ② 定着した外来種の防除に係る指標

955 1) 国単位で計測

956 a. 「総合対策外来種」のうち特定外来生物で分布拡大をしなかった種数

957 b. 「総合対策外来種」のうち特定種の管理目標を達成した種割合

958

959 2) 地域単位で計測

960 a. 条例、リスト等により防除優先度や特定種の防除目標を整理した地方公共団体数

961 ※整理した都道府県数について、2030年時点「47」を目指す。

962 b. aで整理された防除目標を達成した種割合

963

964 3) 国及び地域の両単位で計測

965 a. 国内又は域内での根絶を達成した事例数

966

967

968 Appendix 用語の定義 (※作成中)

969

用語	意味
ネイチャーポジティブ	2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せるという目標。
外来種	ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種。
侵略的外来種	外来種のうち、我が国の生態系、人の生命又は身体、農林水産業等への被害を及ぼす又は及ぼすおそれがあるもの（外来種被害防止行動計画）。
外来生物	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存する生物。
特定外来生物	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（外来生物）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（在来生物）とその性質が異なることにより生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして外来生物法に基づき指定される生物。輸入・飼養等が規制されるほか、防除を行うこととされている。
外来生物法 （「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」）	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的として、平成 17（2005）年 6 月に施行された法律。

970